

## 平成24年第2回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

### ○議事日程〔第3号〕

平成24年6月20日（水曜日）午前10時開会

※開議宣告

#### 日程第1 一般質問

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（20名）

- |      |         |
|------|---------|
| 1 番  | 土 谷 信 也 |
| 2 番  | 近 藤 紀 男 |
| 3 番  | 成 重 博 文 |
| 4 番  | 安 達 隆   |
| 5 番  | 山 田 秀 夫 |
| 6 番  | 松 本 博 彰 |
| 7 番  | 中山田 健 晴 |
| 8 番  | 河 野 徳 久 |
| 9 番  | 明 石 光 子 |
| 10 番 | 土 谷 力   |
| 11 番 | 村 上 和 人 |
| 12 番 | 鴛 海 政 幸 |
| 13 番 | 安 東 正 洋 |
| 14 番 | 北 崎 安 行 |
| 15 番 | 川 原 直 記 |
| 16 番 | 河 野 正 春 |
| 17 番 | 山 本 博 文 |
| 18 番 | 菅 健 雄   |
| 19 番 | 徳 永 浄   |
| 20 番 | 大 石 忠 昭 |

### ○欠席議員（0名）

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	河 野 真 一
庶務 係 長	次 郎 丸 浩 一
議事 係 長	岩 本 力
主 任	西 田 巨 樹

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
会計管理者兼市参事兼会計課長	
	野 村 信 隆

市参事兼税務課長	安 東 良 介
市参事兼農林振興課長	井 上 晃 一
総 務 課 長	安 藤 隆 治
企 画 情 報 課 長	佐 藤 之 則
企画情報課地域・文化推進室長	
	藤 重 深 雪
財 政 課 長	甲 斐 智 光
市 民 課 長	山 田 真 一
保 険 年 金 課 長	佐 藤 清
子育て・健康推進課長	植 田 克 己
子育て・健康推進課ウェルネス推進室長	
	伊 南 富 士 子
環 境 課 長	都 甲 賢 治
商 工 観 光 課 長	安 田 祐 一
農 地 整 備 課 長	榎 本 久 光
建 設 課 長	筒 井 正 之
都 市 建 築 課 長	河 野 義 雄
上 下 水 道 課 長	中 尾 勉
福 祉 事 務 所 長	尾 形 稔
消 防 長	後 藤 勲
総務課 課長補佐兼総務係長兼秘書広報係長	
	後 藤 史 明
総務課 人事・法規係長	丸 山 野 幸 政

### 教育庁

教 育 長	河 野 潔
総 務 課 長	渡 邊 和 幸
学 校 教 育 課 長	瀬 口 卓 士

○議長（河野正春君） おはようございます。開会前ですが、議員各位にお知らせします。本日ケーブルテレビによる議会放送用の撮影を行いますので、ご了承ください。

また、傍聴者の方々をお願いいたします。ケーブルテレビ用の撮影を行います。議場の構造上、やむを得ず傍聴者の方々が映ることがありますが、あらかじめご了承ください。よろしくお願いいたします。

○議長（河野正春君） これより本日の会議を開きます。

○議長（河野正春君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告表の順序により発言を許します。5番、山田秀夫君。

**○5番（山田秀夫君）** 5番、山田秀夫でございます。通告に基づき一般質問を行います。

まず、第二次豊後高田市行政改革大綱及び実施計画についてお尋ねをいたします。この第二次行革は、平成22年度から平成24年度までの3ヶ年の策定であります。今回は、これまでの集中改革プランを基本に、市政方針に掲げる「市民一人ひとりの夢のあるまち豊後高田」の実現に向けた新たな改革の取り組みを盛り込んでおられます。今年度が最終年度となりますが、今までの全体的な進捗状況と今後の取り組みについて、まずお尋ねをいたします。

次に、指定管理者制度の活用についてであります。

豊後高田市行政改革大綱及び実施計画の中に、指定管理者制度の活用があります。これまで直営で管理しているものを含め、すべての公の施設について管理のあり方について検証を行い、民間企業の多様な活力を公的サービスの提供主体として積極的な活用を図るために、最近では火葬場を含め、17の施設について指定管理者制度を導入しています。市民の教育と文化の充実のために新たな図書館も指定管理者制度の活用を検討しておられますが、地方自治法第244条の2第3項に基づき、公の施設に指定管理者制度を導入するに当たっては指定管理者によって施設が適正に管理され、かつ公正で開かれた運営が行われ、さらに利用者サービスの向上が図られなければならないとあります。

このため、市では、指定管理者が行う管理運営業務の点検及び確認が適切に実施し、その評価を行うとともに評価結果を公表することにより、市民の理解と信頼の確保が図られるものと考えますが、本市の取組方についてお尋ねをいたします。

次に、行政改革の方向性についてであります。

「市民一人ひとりの夢のあるまち豊後高田」の実現に向けて、4つの重点施策に取り組んでおられます。そこで、4つの重点施策の内容についてお尋ねをいたします。まず、第1点目は「安心して暮らせるふるさとづくり」、2点目は「ふるさとを興す産業の振興」、3点目は「人にやさしい福祉の推進」、4点目は「未来を拓く人材の育成」であります。

そこで、第1点目の「安心して暮らせるふるさとづくり」の中に、環境に優しいまちづくりの推進で、ごみ減量化等の推進がありますが、5月30日、中央公民館にてごみゼロ推進大会が開催されました。そのうち、特別講演で神奈川県葉山町のごみ減量対策の実例報告がありましたが、本市のごみの減量

化への取組状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

また、温暖化対策はどのように進んでいるのかもお尋ねをいたします。

次に、2点目の「ふるさとを興す産業の振興」についてであります。

このうち、観光の推進で古代公園の充実とありますが、その状況がどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

また、商工業の振興及び雇用の推進とあります。そのうち、地場企業の経営支援とありますが、この支援状況についてお尋ねをいたします。

次に、4点目の「未来を拓く人材育成」についてであります。

教育のまちづくりの推進の中の公立幼稚園3歳児定員増では、本市の唯一の私立幼稚園がことし3月で休園となりました。本市の幼稚園は公立のみとなりましたが、今後の受容体制は十分できているのか、また、他市への流出状況について、また、幼保の関係はどのようになっているのか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、多くの方々のご厚意による寄贈品の保管・管理についてであります。

以前は長崎市で、今度は大分市の寄贈品について、受納台帳を作成し、保管・管理することが規定されているはずが、受納台帳に記載された保管場所がない事例や受納台帳の不作成や不備などで、ずさんな管理体制が浮き彫りにされました。

大分市ではその後、改めて調査した結果、美術工芸品8点が見つからず紛失したと公表しました。そのうち、7点が寄贈品で寄贈者の申告額などによる作品の総額の合計は455万円に上ると言われています。

本市では、平成17年に1市2町で合併し、その後のおのおの寄贈品に対してどのような管理をされているのか、また教育委員会においては、各学校の寄贈品の保管・管理はどのように行っているのかお尋ねをいたします。

また、今現在の寄贈品の内訳と想定する金額はどれくらいあるのか、あわせてお尋ねをして、1回目の質問を終わります。

**○議長（河野正春君）** 市長、永松博文君。

**○市長（永松博文君）** 私のほうからは、第二次行政改革大綱及び実施計画についてのご質問にお答えをいたします。

まず、進捗状況でございますけれども、平成22年度と平成23年度の実績から申し上げますと、平成22年度は約1億9,000万円、平成23年度は約4億2,000万円、合計で6億1,000万円の収支改善が実績となっております。これは2ヶ年の目標4億2,000万円を大きく上回るものでございます。

これまでの取り組みの主なものを申し上げますと、まず、六郷園の民営化、火葬場の指定管理者制度の導入を行ってまいりました。また、今年度からは、ケーブルテレビの通信部門を民間へ委託しております。

次に、給与構造等の見直しとして、まず、市長は12パーセント、副市長、教育長は10パーセントの給与カットを実施しております。この給与カットにつきましては、第一次行革の平成18年の3月から実施しております。

次に、一般職については、平成18年の4月から4年間の給料5パーセントカットに引き続きまして、第二次行政改革では、これまでの年功的な給与体系から、勤務実績を給与へ反映するシステムへと見直し、全体的な給与水準を引き下げ、諸手当の見直しも実施いたしました。

職員の給与構造の見直しに当たりましては、私と職員組合全員とにより幾度も交渉を行いました。そしてまた、議論に議論を重ね、市民の皆さんに理解と納得が得られるものにしようということの中で合意をいたしました。そして、実施したところでございます。

また、職員定数の適正化につきましては、合併時の426名から今年度は322名と、これまで104名の削減を行ったところでございます。

これにあわせ、少数精鋭の職員集団を構築するための取り組みも進めてまいりました。職員に対する各種研修制度の充実に加えまして、昨年度には、管理職昇任試験を実施いたしました。そして、若手職員を管理職へ積極的に登用するとともに職員のやる気に報いる人事評価制度も本年度本格試行し、次年度以降の導入に向けて取り組みを進めているところでございます。

また、歳入の確保の取り組みとして、市の空き施設を民間へ貸し付けましたし、利用予定のない市有財産についても売却を行ってきました。市税の収納率の向上対策も実施いたしました。また、新地積による固定資産税の課税の見直しも行いました。そし

てまた、簡易水道使用料の統一も行ってまいりました。

議員の皆さまにおかれましても、昨年の議会議員選挙から定数を見直していただくとともに、事務経費の削減にもご協力をいただいているところでございます。

計画の最終年度に当たります本年度は、ケーブルテレビの番組制作部門における、平成26年度民間移管に向けた検討、新図書館における指定管理者制度の活用等、計画に基づき取り組みを進めてまいり所存でございます。

これまでの、総括的なものになりますけれども、市町村合併時の平成17年度当初、本市の基金残高は34億円で、行革をしなければ平成21年度には基金がなくなり、なお、10億円の不足が見込まれるという危機的な状況でございました。

こうした状況の中で、平成17年度から第一次行革、そして平成22年度から第二次行革と全力で取り組んでまいりました。このため、大きな行革は終わったものと思っております。この行革の効果と予想以上の交付税もいただきました。そういうようなことから、平成23年度末の基金残高は約80億となり、市の活力を生み出すための積極的な施策を展開できる状況となっております。

このことは、まさに議員各位を始め、市民の皆さんのご理解とそしてまたご協力のたまものであると考えております。

現在、新たな目標であります人口3万人の実現に向けて市の将来を考え、さまざまな施策を推進していますが、行政サービスを支えていく市役所のあり方というもの、これについても今後とも検討し、よりよい市政を行わなければならないと、そういうふうに考えているところでございます。

本年の成人式では新成人の若者から、事務職の仕事が欲しいと、市役所でたくさん採用してほしいという声も上がっております。地域における市役所のあり方、あるべき行政組織像、活力ある地域づくりのための適正な定数、こうした考え方も視野に入れながら、今後の行政改革を検討することが望ましいと考えているところでございます。

その他のご質問につきましては、教育長及び担当課長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（河野正春君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） 山田議員の第二次行政改

6月20日

革大綱の重点施策のうち、古代公園の充実についてお答えをいたします。

古代公園につきましては、大分県が国東半島古代公園整備計画に基づきまして国東半島内での古代公園設置の適地として、第1ブロックを田染地域、第2ブロックを都甲・真玉地域、第3ブロックを安岐・国東地域として選定をいたしまして、昭和44年度から50年度の間に応域的に整備したものでございます。

豊後高田市の代表的な古代公園といたしましては、国東塔、宝篋印塔、五輪塔、石祠などが多く移設展示されております田染地区の真木園地が最も整備されているところでございます。

しかし、当時の古代公園整備の趣旨が観光的な公開よりは、むしろ、文化財の保存・保護、顕彰にあったことから、これまで観光施設としてのアピール不足もあり、現在では議員ご指摘のように市民への周知がなされていない文化資源となっている状況でございます。

今後は、古代公園内の石造物の歴史的文化的評価を再確認し、六郷満山仏教文化隆盛の息吹を伝える歴史的遺産として積極的に活用してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、公立幼稚園3歳児定員増についてお答えをいたします。

本市におきましては、ご案内のように、昨年度まで公立幼稚園が2園と私立幼稚園が1園の3園でございましたけれども、本年度から私立幼稚園が休園となりましたので、公立の夢いろ幼稚園、キラリいろ幼稚園の2園となったところでございます。

議員ご指摘の3歳児の定員についてでございますけれども、夢いろ幼稚園におきましては、3歳児保育導入当初は20名でありましたけれども、毎年入園希望者の半数以上の3歳児が入園できないという状況、他の幼稚園や保育園、または自宅で待機するなど、行きたくても入園できない状態が続く中で議員各位のご意見や保護者のご意見をいただく中で、市内私立幼稚園や保育園関係者と協議検討を重ね、平成22年4月から定員を40名に増員し、あわせて、幼稚園の保育施設の増築も行いまして、現在では夢いろ幼稚園150名、キラリいろ幼稚園30名の180名の園児が活動しているところであります。

また、市内の私立幼稚園の休園に伴う他市への流出についてでございますけれども、昨年度と比較いたしまして、本年度は他市の幼稚園へ通う園児数が

減少しております、待機児童もいない状況でありますので、休園に伴う影響は現時点では極めて少ないのではないかと考えております。今後とも保育園関係者を含め、関係者としてしっかり連携を図りながら、幼児教育の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、学校などでの寄贈品の管理・保管についてお答えいたします。

教育委員会で把握いたしております高価な美術品、工芸品などの寄贈品といたしましては、高田中学校へ寄贈いただきました絵画と、教育委員会へ寄贈いただきました中国工芸品及び装飾棚の2点となっております。

高田中学校へ寄贈いただきました絵画につきましては、学校から教育委員会へ寄附採納として報告をいただいております、学校に整備し、備品台帳に記載するとともに寄贈の趣旨に沿う場所へ展示しているところでございます。

また、教育委員会へ寄贈いただきました中国工芸品と装飾棚につきましては、現在、真玉庁舎の委員会応接室に展示・保管しております、今後、寄贈の趣旨に沿った展示方法について検討してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、これら2点の寄贈品の想定される金額は現物での寄贈品であるため、正確な金額というのは把握するのはなかなか難しいのが現実でございます。

また、各多くの学校で地域の方々や卒業生の皆さまから、多数の記念品としていただいております絵画が45点、工芸品が51点ということになっております。

このような美術品等のうち、学校や教育委員会の所有となるものにつきましては、備品台帳への登録とともに確実に管理できる体制を整えてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 総務課長、安藤隆治君。

○総務課長（安藤隆治君） それでは、私のほうからは指定管理者制度の活用状況についてお答えをいたします。

多様化する住民ニーズに対応するために、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的とした指定管理者制度につきましては、平成17年度に条例制定を行いまして、現在17の施設で導入をしているとこ

ろでございます。

また、指定管理者が行う業務の点検及び確認につきましては、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づきまして、毎年事業報告書を提出させ、適正に実施されているかどうかの確認をしているほか、必要に応じまして担当課のほうで現場での調査や指導をしている状況でございます。

指定管理者に対する評価につきましては、その方針や基準といったものを現在策定しておりませんが、今後は他市の状況等を参考にしながら、効果の検証方法について研究を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、市長部局で受け入れを行いました寄贈品等の保管・管理について、お答えをいたします。

本市に対する温かいご好意であります寄附につきましては、寄附受納の手続を行った後に台帳に整理し、現金以外の物品のうち、備品として登録すべきものにつきましては、各課のほうで備品台帳に登録を行い、保管・管理している状況でございます。

また、寄贈品等のうち、美術品や工芸品で50万以上の高額と思われるものにつきましては、ほとんどございませんけれども、合併前に寄贈していただきました絵画1点が該当するのではないかと考えております。

この絵画につきましては、春の院展に入選した作品で、現在市役所の応接室のほうで大切に保管させていただいております。

なお、想定される価格につきましては、鑑定しないとわからない状況でございます。今後も高価な美術品を寄贈していただいた場合には、重要物品といたしまして、台帳管理をして大切に保管してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 環境課長、都甲賢治君。

○環境課長（都甲賢治君） 山田議員の第二次行革大綱の重点施策についてのご質問にお答えします。

環境に優しいまちづくりの推進にて掲げていますごみ減量化等の推進につきましては、環境負荷の少ない循環型社会の実現に向け、ごみのない美しい豊後高田市を目指して、ごみの減量化リサイクル適正処理等を市民一体となって推進するためのごみゼロ市民宣言を提唱しています。

本市のごみの排出量は、合併時の平成17年度が年に8,034トンでありました。その後は少しずつ減少してまいりまして、平成23年度は年に7,

874トンとなり、およそ160トンの減量が達成できました。

ごみの内容につきましては、可燃ごみが全体の9割以上で、不燃ごみにつきましては1割未満となっています。また、一般家庭から排出されますごみにつきましては毎年減少していますが、事業系のごみについては、わずかながら増加の傾向が見受けられます。

ごみの減量化の取り組みにつきましては、ごみの分別収集による資源ごみのリサイクルや市内で31団体が活動している資源回収団体に対する助成などの取り組みを実施しているところでございます。

特に、可燃ごみの約4割を占める生ごみの減量に向けた取り組みとして、段ボールコンポストなどを利用した生ごみの堆肥化の推進などを実施して、市内で約330世帯の皆さんが取り組んでいただいているところでございます。

今年度は機械式のコンポストを市内の分譲団地にて試験的に設置して、生ごみの減量化に向けた実証事業を展開しているところであります。

今後も、豊後高田ごみゼロ推進大会、ごみゼロスタンプラリーなどの啓発事業を通じて、ごみのない美しい豊後高田市を市民一体となって推進してまいりたいと思います。

次に、温暖化対策についてお答えします。

自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼす地球温暖化問題は予想される影響の大きさや深刻さから見ても、最も重要な環境問題の1つであります。

国は、平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を示し、地方公共団体に対して、「温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画書」の作成を義務づけました。

本市では、合併後の平成18年度に「豊後高田市地球温暖化対策実行計画書」を作成して、市が実施する施策や事務、事業から、率先して環境負荷の軽減を積極的に取り組むことにしました。

計画の策定に当たっては、平成17年度の市の事務事業活動に伴い排出された温室効果ガスの総量を基準として、平成22年度までに6パーセントの削減目標を定めました。

平成18年度から実施したエコオフィス対応マニュアルの作成推進や行政改革による施設や組織の統廃合により、平成22年度までに温室効果ガスを18.78パーセント削減することができました。今後も引き続き、温室効果ガスを抑制しながら環境負荷の

6月20日

軽減を図るとともに環境保全に努めてまいりたいと思います。

○議長（河野正春君） 商工観光課長、安田祐一君。

○商工観光課長（安田祐一君） 山田議員ご質問の地場企業の経営支援についてお答えします。

地場企業につきましては、地域の経済雇用を支え、また地元行事や市を挙げてのイベントなどについても、一緒になって取り組んでおられますことから、市の活力の源であるというふうと考えており、積極的な支援が必要であると考えております。

直接的には、商工会議所、商工会といった経済団体により、経営指導が実施されておりますので、市といたしましては、こうした団体と連携をしながら、地場企業の取り組みを後押しできるような各種補助金や融資制度、研修会などの開催により支援をさせていただいているところでございます。

具体的な地場企業全体の支援策といたしましては、中小企業事業資金融資制度として、運転資金や設備投資に対し、1,000万円まで融資できる経営合理化資金や、お盆や年末の資金需要に対して300万円まで融資できる季節資金などがございます。

そして、今年度は新たに市内で開業を目指す方へ1,000万円まで融資できる開業資金制度を創設したところでございます。いずれも低金利で借りられる融資制度でございまして、さらに融資の際の負担軽減を図るため、信用保証料の全額補助も行っておるところでございます。

また、市の将来を担う若手経営者に対する支援策といたしまして、商工会議所や商工会の青年部層が新たなビジネスに取り組む際に、1件当たり100万円を支援する若手経済人夢実現応援事業補助金を平成23年に創設しており、今年度も引き続き支援を行っていきたいと考えております。

このほかにも、商工会議所、商工会、工業連合会、商店街連合会などの関係団体を通じ、国・県等の各種支援制度の情報提供や企業の人材確保のため、ふるさとハローワークの運営でありますとか、就職説明会の開催などにより中・長期的な経営面での支援も実施いたしているところでございます。

また、中心市街地における商店街への支援につきましては、昭和のまちづくりへの支援策といたしまして、商店を昔懐かしい昭和の外観に改修する修景事業でございまして、空き店舗活用事業により商工会議所のコーディネートのもと、昭和のまちのコンセプトに沿った商業者の取り組みを支援いたして

いるところでございます。

また、玉津プラチナ通りにつきましては、高齢者向けの店づくりに取り組みむ商店に対し、玉津プラチナ通り推進店舗育成補助金として商品の仕入れに支援を行い、あわせて、研修会や店舗指導による経営支援や毎月最終日曜日に「玉津プラチナ市」を開催し、誘客と広報面での支援も行っているところでございます。

今後とも、地場企業の積極的な取り組みに対しまして、地元経済団体等と連携を図りながら支援策を講じてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

○議長（河野正春君） 5番、山田秀夫君。

○5番（山田秀夫君） それでは、再質問を行います。

まず、指定管理者制度の活用についてであります。指定管理者制度はどういう効果の検証が、各施設等の所管による個別チェックにとどまっておりますので、統一基準が必要ではないかと考えられます。新しい指針を導入して施設等の適正な管理や市民サービスの向上、コストの削減の効果を高められると思いますが、その見解を求めます。

次に、地場企業の経営支援についてであります。

第二次行革の中で今までこのような支援を行って実際に利用した企業等がどれくらいあるのか、またその内容について、また融資する金利は年何パーセントなのか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、古代公園の充実についてであります。

平成23年度の石仏調査を行っておりますが、これらを活用しての古代公園の再構築の考え方はあるのかどうか、それについてお尋ねをいたします。

次に、公立幼稚園についてであります。市内居住の園児が、豊後高田市以外の幼稚園を利用している状況は以前よりもだいぶ減ったというふうに教育長から答弁がございましたが、一番ピーク時から比べてどれくらい減少しているのか、お尋ねをいたします。

次に、寄贈品等の保管・管理についてであります。

真玉庁舎、香々地庁舎、または閉校した学校に置かれていた寄贈品等の保管・管理はどのように対応しているのか、あわせてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（河野正春君） 総務課長、安藤隆治君。

○総務課長（安藤隆治君） それでは、山田議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、指定管理者の導入効果の検証について、統一的な基準方針を設けてはどうかということでもあります。指定管理者が行う業務の点検等につきましては、各担当課が行う個別のチェックだけではなく、指定する際に検討を行った選定委員会を活用するといった方法も考えられると思います。

また、統一的な基準につきましては、それぞれ施設によって業務の内容や性格が異なりますので、すべての施設に同じ基準で評価ができるかという問題はあります。研究してまいりたいと思います。

それから、2点目の真玉庁舎、香々地庁舎の美術工芸品等の寄贈品の件でございます。合併後に真玉庁舎、香々地庁舎において、こういった寄贈品を受けたことはございません。しかし、今後そういったことがありましたら、総務課のほうで台帳を整理いたしまして、趣旨に沿った場所に大切に保管してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 商工観光課長、安田祐一君。

○商工観光課長（安田祐一君） 山田議員、再質問の地場企業の経営支援における近年の利用状況について、お答えをさせていただきます。

まず、市の融資制度でございます。中小企業事業資金の利用状況でございますが、平成22年度は、経営合理化資金と季節資金をあわせて、16件でございます。また、平成23年度は、経営合理化資金と季節資金をあわせて、18件でございます。金利は、いずれも年利1.8パーセントと低金利での融資となっております。

なお、この融資に伴う信用保証料につきましては、全額補助により支援をいたしているところでございます。

次に、商工会議所、商工会青年部向けの支援策である若手経済人夢実現応援事業補助金の利用状況でございます。これにつきましては、制度を創設した23年度は6件の応募により選定結果2件での支援をいたしているところでございます。

次に、昭和のまちの商店街向けの支援の利用状況といたしましては、平成22年度は修景事業を行った店舗は3件、空き店舗活用事業は1件の支援をしております。

なお、平成23年度におきましては、修景事業、空き店舗活用事業についてはいずれも該当がございませんでした。

次に、プラチナ通りにおける高齢者向けの店づく

りへの支援策でございます。玉津プラチナ通り推進店舗育成補助金の利用状況でございますが、平成22年度は2件でございます。平成23年度も2件での支援をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 教育庁総務課長、渡邊和幸君。

○教育庁総務課長（渡邊和幸君） それでは、まず、平成23年度の石造物確認調査の結果と古代公園の再構築についてのご質問にお答えをいたします。

平成23年度に実施をしました調査結果についてでございますが、市内に点在する石造物の分布調査の実施により、市内で573ヶ所、約5,000点の石造物を確認し、台帳一覧表位置図を作成しているところでございます。

また、本年度は、この調査結果を活用し、石造物の評価基準に基づいて選別をしまして、歴史的、文化的にすぐれたものについては、文化財としての指定に向けた取り組みを積極的にすることとしております。

次に、石造物調査の活用した古代公園の再構築であります。古代公園の再構築にすぐれた石造物を集積、展示することは、点在する仏教文化財との相乗効果により、遊歩道を活用した森林浴や観光の振興が図られることのほか、全国的に文化財の盗難等の被害が発生している中、保存面において整備された公園内での監視・防犯効果が見込めるものであるというふうに考えております。

今後は、石造物の所在をする地域や、所有者の皆様方の意向を踏まえ、選別結果から評価の高い石造物を中心に古代公園へ集められる範囲で積極的に集積し、適正な保存のもと積極的に観光文化の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、統合により閉校となる学校に寄贈していただきました美術工芸品等についてでございます。統合先校への移管による活用を原則としておりますが、統合先校に展示や設置をするスペースがないなど移管することが困難な場合は、統合先以外の有効活用が可能な学校への移管についても検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、絵画や美術工芸品等につきましては、その価値評価が極めて困難でありますので、今後は県立美術館の学芸員のアドバイス等いただくことも検討し、学校などの所蔵する美術品の管理・保管などに十分注意を払ってまいりたいというふうに考えてお

6月20日

ります。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 教育庁学校教育課長、瀬口卓士君。

○学校教育課長（瀬口卓士君） 山田議員の再質問にお答えいたします。

市内に居住する園児が、市外の幼稚園に通う状況についてでございますが、平成21年度が47名、22年度が41名、23年度が37名、そして、本年度が30名と、年々減少している傾向にあります。ピーク時の平成21年度と本年度とを比較いたしますと、17名の減少となっております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 一般質問を続けます。

2番、近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） 2番、市民クラブの近藤紀男でございます。通告に基づき一般質問を行います。

まず初めに、空き家対策についてであります。

昨日の議案質疑で明石議員から空き家の活用等の質疑がありまして関連する部分もあると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、私、昨年12月議会で空き家等の適正管理条例の制定について質問を行ってきたところでございます。その際にも申し上げてまいりましたが、個人所有の空き家の管理は行政に強制力がないことから放置されているのが現状であります。

しかしながら、少子高齢化、過疎化が進展する中で年々こうした空家が増加してきており、中には長年放置され荒れ果てた危険な廃屋も目立ってくるようになってきております。

現に、こうした空き家の周辺住民で害虫の発生や防犯面、災害等での不安を訴える声も聞かれますし、住民の安心・安全を脅かす状況が周辺部、市街地を問わず出てきておまして、既に社会問題となつてきているのは、ご承知のとおりだと思います。

先日、6月10日の新聞報道であります。2008年、総務省が調査をした全国の空き家数は757万戸となり、20年前より倍増しており、住宅総数に占める割合、空き家率であります。13パーセントにも達しております。また、大分県におきましては、この割合が14.1パーセントと、数、率ともに全国平均を上回っております。

そこで本市における空き家の状況はさきの議会でも明らかになっておりますが、平成21年度調査での空き家の総数でありますけれども742件となつて

おり、そのうち、定住対策等に活用する空き家バンクに登録されているものは、3月の議会では31件でありました。こうした空き家の中で廃屋とみなされるものは、一体どれくらいに及んでいるのか、危険なものはないのか、気がかりに思っております。

既に調査から3年余りが経過していますので、幾分増加しているものと思ひますし、空き家バンクに登録しているのもわずかであり、その一方、空き家はかなりの数に及んでいると思ひます。

さきの12月議会での私の質問、空き家等の適正管理条例に対する答弁であります。現在の対策として、地域から特に危険性の高い廃屋について相談があった場合、所有者に管理や撤去のお願いをしていること、廃屋といえども、あくまで個人財産であり、所有者によって適切に管理や撤去はされるべきとの答弁でありました。管理や撤去につきましては、私も全くそのとおりであると思ひます。

しかしながら、これだけの空き家があり、廃屋もふえてきていると思ひますし、そして、空き家はこれからもまだふえ続けていくことが十分予測されると思ひますし、さらに既存の空き家はどんどん廃屋化していくことは明らかであろうと思ひます。こうした問題は個人財産、所有権等で確かに行政として有効な手だて、対策は大変難しいと、私も正直思っております。

しかしながら、建物の老朽化が進み、周辺住民にさまざまな影響や被害を及ぼしかねないもの、また崩壊等の危険性の高いものに行政が積極的に対策を打てない、手を出すことができないのでは、市民感情に反することにつながるのではないかと考えます。

冒頭述べてまいりましたが、空き家の適正管理条例もさることながら、危険な廃屋の対策が急務であろうと思ひますし、また危険な廃屋とならないよう、予防的な観点からの施策も大切であろうと考えております。

今日、管理されていない空き家の適正な管理や、取り壊しを勧告できる条例を制定する自治体が、全国的にも相次いでおりますことから、政府は条例化にはどのような支援が必要なのか検討して、現在の国のほうの制度もはっきりしておりませぬけれども、この空き家の危険度の判断方法、それから建築基準法により代執行の手順などを作成すること、そしてまた、こうした国や自治体との情報の共有を図っていくことが先日報道されておりました。

また、5月18日の新聞報道では、大分県が県内18市町村を対象にした空き家対策検討会議が初めて開催をされておりますし、本市からも参加されたものと思いますが、その中でも崩壊の危険性の高い廃屋の調査とその対策が求められておりました。

そこで質問であります。まず初めに、本市における空き家や廃屋の現状についての見解をお尋ねいたします。

次に、本市が行った空き家の調査で、危険性の高いと思われる廃屋はどの程度あるのか、またこうした廃屋の今後の対応策をどのように考えるのか、お尋ねをいたします。

3点目ではありますが、空き家の再生や除去、撤去等への補助事業はどのようなものがあるのか、お尋ねしたいと思います。

ただいま申し上げました5月17日に開催されました県の空き家対策検討会の中でも、空き家の再生、除去等の補助事業の説明がなされたと思われ、本議会でも、空き家を改修して新たに地域拠点施設を整備する場合の「空き家リユース拠点整備事業」が、一般財源で予算計上されております。こうした空き家の活用や改修、撤去等に対する国や県の補助事業はどのようなものがあるのか、お尋ねしたいと思います。

最後になりますが、崩壊の防止や管理の義務づけなどの、空き家対策を盛り込んだ条例、先ほど申しましたが、こういった条例が本年4月1日現在、全国で51自治体となり、昨年末より急激にふえていますけれども、こうした条例についての見解をお尋ねいたします。

以上、まずはこの4点についてお尋ねをいたします。

次に、教職員の多忙化及び負担軽減についてであります。

「やっとなり腰を上げた、教職員の業務の改善、エネルギーのすべてを子供に向けられる環境を」、これは4月2日大分合同新聞の夕刊「自転公転」に記載されておりました見出しの記事でございます。

また、その日の朝刊には、文科省は、都道府県や市町村の教育委員会が、学校を対象に行うさまざまな調査業務の実態把握に乗り出し、教職員の大きな負担とされ、多忙化の一因となっている事務作業などの仕分けをして、子供と向き合う時間の確保につなげること、また、2010年度にうつ病などの精神疾患で退職した教職員は5,407人で、この数

値は病気休職者全体8,660人の62.4パーセントに上り、調査を始めた1979年の約8倍になっていることが報道をされておりました。

私、初当選から5年が経過をいたしました。この間何度かこうした問題、教職員の多忙化や超過勤務、健康問題等々を取り上げ、ただしてまいりました。今の学校現場の状況をお聞きしますと、とにかく忙しい、毎日仕事に追まわられている感じがする、持ち帰ってする仕事が多く休日もゆっくり休めないなど、児童数が多い大規模校ほどこうした言葉がよく聞かれます。

加えて、昨年の小学校、また本年度から中学校の新学習指導要領が実施をされまして、学習内容の充実や授業時間がふえていることで、負担が一層広がっているのではないかと考えております。多忙化の中で、本来あるべき教育や学校の姿、教育実践や子供と向き合う時間など、子供たちにとって一番大事なものの、大切にすべきものが阻害されているように思えてなりません。

大分県教育委員会が、2008年12月に実施されました平日における1人当たりの労働時間の実態調査、これが大分県教委の最新の資料でありますけれども、この調査は、1日の所定勤務時間以外に行った労働時間を3項目に分けて調査を行っております。

1つ目は、昼休みなどの休憩時間に仕事をした時間、2つ目は残業時間、3つ目は仕事を家に持ち帰ってした時間の合計時間です。この3つの事項での勤務時間以外に行った労働時間の1週間の平均時間ですが、小学校では18時間52分、中学校では18時間5分、特別支援学校では7時間28分という結果が出ております。

これは、1週間の平均でありますので、1ヶ月間では小中学校ともに時間外労働は70時間を超え、多忙の実態が浮かび上がってまいります。加えて、これに土日や祭日などの部活等の時間が加われば、大変な労働時間になってまいります。

こうした調査の結果からも、学校の多忙化の状況は想像以上に深刻化していると思われ、休憩時間もままならず、家庭生活をも犠牲にしながら、長時間労働に従事する教職員は心身ともに疲弊し、その蓄積が健康被害へとつながっていくものと考えます。

ちなみに、昨年度、大分県内での教職員の病気休職者の数であります。これが119名で、そのう

6月20日

ちの86名、実に72.3パーセントがメンタルダウン、精神疾患によるものとなっていますし、全国平均を10パーセント上回っております。このことから、学校現場における過酷な状況、大変さがうかがい知ることができるものと思います。

さらには、昨年度、県内における現職の教員の死亡者数であります。現職の県職員知事部局1名に対しまして、教職員は小学校4名、中学校5名、県立学校4名の合計13名の方が亡くなっております。死亡原因のほとんどが病気でありますが、中にはみずから命を絶った方も見受けられます。

本市におきましてはここ数年来、全国学力テストや県の学力調査で県下トップの成績を維持しておりますし、自治体が塾を運営するなど、教育のまちとしても全国から注目を浴び、他県からの行政視察も後を絶たず、連日のように訪れているとお聞きしております。関係者皆様のご尽力に敬意を表するところでございます。

しかしながら、ただいま申し上げてまいりました県内及び全国的な学校現場における多忙化の現状、教職員の病気休職者、とりわけその中でもメンタルダウン、精神疾患の割合の多さ、さらには現職死亡者の増加など、大変危惧しているところでございます。

学校現場の状況は、教職という仕事柄か、余り目を向けられていないように思いますし、外からもなかなか見えづらい、わかりづらいことが多いのですが、本市における学校現場の状況はどうか、多忙化やその負担軽減策、健康管理等々どのような施策、対策が図られているのか、気がかりに思うところでございます。そこで何点かお尋ねをいたします。

まず初めに、本市における学校現場の多忙化の実態とその原因について、見解をお尋ねいたします。

2点目でありますが、大分県教委は昨年、調査文書の見直しなど学校現場の負担軽減ハンドブックを策定し、対策を図っているものと思いますし、また他県におきましては、教職員が実感できる多忙化の防止策、負担軽減策を実施しているところも見受けられます。本市における負担軽減はどのようなことを、どういった方法で行っているのでしょうか。

次に、3点目でありますが、労働基準法では使用者は労働者の勤務労働時間を適切に把握、管理する責務があるとされておりますが、各教職員の勤務労働時間の把握や管理はどのようにされているのか、どのような方法で行っているのか、お尋ねをします。

最後の質問となりますが、教職員の病気休職者の状況、心身の健康保持について、未然防止を含めどのような対策を行っているのか、まず、この4点をお尋ねいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 私からは、空き家対策の基本的な考え方と、条例の制定についての見解についてのご質問にお答えいたします。

住む人がいなくなり、そのまま放置された家屋が隣の家や周辺住民等に被害をもたらす空き家問題というものは、本市のみならず全国の自治体が抱えている大きな課題でございます。

この問題は、議員もご承知のとおり、空き家は個人の財産であり、基本的には所有者の方で管理していただくことが大前提であると、そういうことで、その中で所有者が市内に在住していないケースが多いということでございます。市といたしましても、この対応に苦慮しているところでございます。

議員ご質問の空き家対策を盛り込んだ条例につきましては、現在の主流は議員がお話のように、管理不十分な空き家の所有者に対して適切なる措置を行うよう助言、指導、勧告を行うとともに、最終的には、応じない場合は所有者の氏名を公表する内容が中心でありました。これまでその効果が薄いと、私は考えておりました。

しかし、各自治体での検討が進められていく中で、条例の制定によりまして、空き家等の所有者に対しまして、適切なる管理に向けての行動を起こさせるという、そういうようなきっかけづくりや意識啓蒙につながっていると、そういう面では一定の効果があるのではないかと、そういうふう考えるようになりました。

それと同時に、他の自治体においては、これはよく調べてみなきゃわかりませんが、強制的な対応も条例の中に組み込んでいるという、もしそれができれば非常にいいということでもあります。

そういう面で、条例制定というのは今必要である、私も考えているところでございます。空き家対策の条例は、今、廃屋対策、景観保全、まちなか居住など、そういうものが各自治体でさまざまな観点から制定されておりますが、本市といたしましては、まずは空き家を活用していくことを基本理念として考えてまいりたいと、そういうふう考えております。

そして、廃屋に対する現実的な課題であります指導や公表等では解決しない場合、先ほど申しましたように、何とか強制的なものができるようになればということで、そういう方面も考えて条例制定に向けて検討していきたいと、そう思っているところでございます。

また、空き家の所有者に対しましては、条例ができるまでも、引き続き適正な管理に向けての啓発を行い、空き家が廃屋にならないための各種の取り組みを積極的に進めてまいりたいと思っております。

その他のご質問につきましては、教育長及び担当課長に答弁させますので、よろしくお願ひします。

○議長（河野正春君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） 教職員の多忙化及び負担軽減について、お答えをいたします。

まず、本市における教職員の多忙化の実態とその原因につきましては、議員ご指摘のとおり、児童生徒を取り巻く社会環境の変化により多様化した問題行動等、学校が抱える課題がふえ、教職員への対応能力が要求をされております。

教職員の負担軽減の取り組みといたしましては、文部科学省が平成20年3月に示しました、学校現場の負担軽減プロジェクトチームによる取りまとめや、大分県教育委員会が平成23年3月に作成いたしました学校現場の負担軽減ハンドブックをもとにした負担軽減の取り組みを各学校において、学校長を中心として現在推進しているところでございます。

そこで学校長は、リーダーシップを発揮して、公務運営体制の見直しに取り組み、勤務実態の改善計画を策定し、個々の教職員の参画意識を促しながら、学校全体の課題として取り組みを進めているところでございます。

また、日常の勤務実態を把握するための面談の実施や、負担軽減の取り組み状況や効果等の検証を行うとともに、労働安全衛生法の趣旨を踏まえた教職員のメンタルヘルスにも心がけ、勤務環境整備の改善に現在努めているところでございます。

勤務労働時間の把握のあり方につきましては、時間外業務記録表の作成に基づきまして、1ヶ月間における長時間の時間外勤務を行った教職員に対しては、医師による面接指導での健康管理対策にも現在取り組んでおるところでございます。

次に、教職員の休職者の状況並びに心身の健康保持と未然防止についてでございますけれども、議員ご指摘のように、全国的に教職員の病気休職者が増

加傾向にあります。特に、精神疾患による休職者の割合がふえている現状にあります。

しかしながら、本市におきましては、心の健康相談や保健師による巡回相談、出前健康講座、健康相談員の心のコンサルジュ等の活用など、いつでも相談を受けられる体制や、各学校への定期的な巡回相談等、早期に支援できる体制をとっておりますので、精神疾患による休職者は減少しているところでございます。

また、教職員の健康保持に必要な定期健康診断につきましても、市の負担で実施する定期健診と、公立学校共済による人間ドックなどの取り組みを徹底させ、一次検診の受診率100パーセントを続けてまいりたいと考えております。

さらに、一次検診において、精密検査が必要とされた教職員に対しましては、二次検診の全員受診を呼びかけ、教職員の健康管理を図っているところでございます。

今後も引き続き、学校現場の状況把握に努めるとともに、教職員が子供と向き合う時間の確保や、勤務労働条件や健康管理の要望にこたえられるよう努めてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野正春君） 総務課長、安藤隆治君。

○総務課長（安藤隆治君） それでは、空き家対策についてお答えをいたします。

空き家の調査につきましては、平成21年度に調査をいたしました742戸の空き家に対しまして、昨年度、所有者や関係者を調査いたしまして、台帳を作成したところであります。その際の現地調査によりまして、更地になった場所が26ヶ所、空き家としての活用が難しいと判断された家屋が237戸という調査結果が出ております。

しかしながら、その237戸につきましては、すぐに倒壊する危険性があるかどうかの基準までは定めてないのが現状でございます。

次に、空き家再生や撤去等に係る県や国の補助事業についてであります。5月に大分県で開催されました検討会で説明がありました、国土交通省の所管事業であります「空き家再生等推進事業」がございます。これは、社会資本整備総合交付金の中の一つの事業で、空き家住宅または空き家建築物を改修、改築して、地域の活性化や地域コミュニティの維持、再生を図る活用事業タイプと、不良住宅または空き家住宅を取り壊して、防災面や防犯性を向上させる

6月20日

除却事業タイプにより構成されております。国庫補助率は2分の1でございます。

活用事業タイプの場合は、空き家住宅だけではなく、空き建築物も対象となっており、本定例会に提案をしております旧高田県職員住宅の取得について、本事業を活用して整備を行うことといたしております。

また、除却事業タイプにつきましては、除去後の跡地を地域活性化のために計画的に利用するなどの要件があり、既存の空き家を活用する以上に所有者等の理解が必要になるので難しい問題がありますが、今後、空き家対策を進める上でそれぞれの事業の補助対象について研究を行い、活用できるものについては検討してまいりたいと思います。

次に、本市では、空き家を活用して定住促進による地域活性化を図ることを目的に、さまざまな事業を実施しております。

具体的には、平成18年度から実施しています「空き家バンク事業」、平成23年度から実施しています空き家バンクに登録された物件の改修費用を補助する「空き家リフォーム補助事業」、本年度から実施いたします、市内出身者がUターンするために空き家となった自宅の改修費用を補助する「おかえりなさい住宅改修事業」がございます。

加えて、本定例会に提出いたしております空き家を活用した地域拠点施設の整備費用を補助する「空き家リユース拠点施設整備事業」、空き家バンク登録に至った物件をご紹介いただいた方に対しまして報奨金を交付する「空き家マッチング奨励事業」などを実施することといたしております。

これらの事業の推進を通じて、空き家が危険な廃屋にならないように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 2番、近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、空き家対策についてであります。

市長並びに課長より丁寧にご説明をいただきました。空き家の総数742戸のうち、もう活用ができない、住むことができないとされる空き家237戸あるということがご答弁でありまして、これはもう廃屋であると判断せざるを得ないのではないかと思います。

また、崩壊等のおそれがある危険と思われる空き家、廃屋、これからこういったものについては遅ま

きながら定義や危険度の判断基準の作成を、私、先ほど申しましたように、今からやっていくということなので、今後示されるであろうその基準に沿って、今後しっかり調査を行っていただきたいと思います。

そこで、再質問であります。ご答弁にもありましたが、これまでの調査の中で、空き家の所有者等も調査し、台帳も作成をしているとのご答弁もありましたし、その中で所有者が死亡したり、また相続を放棄をして宙に浮いてるものなど、空き家の所有者、管理者が不存在、不明となっているものの件数が幾らかあるのではないかなというふうにも思いますし、こうしたものの件数はどれくらいあるのか、またこうした空き家の今後の対応、対策をどのように考えていくのかお聞きをしたいというふうに、市長からもご答弁ちょっとありましたけど、その辺含めてお聞きしたいと思います。

次に、教職員の多忙化、負担軽減であります。この点は要望としてもう述べたいというふうに思います。ご答弁をお聞きしまして、これまで公務運営体制の見直しなど、負担軽減の取り組みを行ってきたこととありました。

私、今も時々学校を訪問する機会がありますが、私には改善されたという声がなかなか届いてまいりません。子供たちとしっかり向き合える時間の確保に向けて、ぜひとも実感できるものとなるよう、これまでの取り組み、その効果をしっかりと検証していただきたいというふうに思います。

また、病気休職者の状況でありますけれども、心身の健康保持につきましては、精神疾患による休職者は減少しているとの教育長のご答弁いただきまして、まずは安堵しているところでございます。またいつでも健康相談や、そういった支援体制は取っている、できているということとありました。

しかしながら、こうした相談などは当の本人にとりましては、なかなかしづらい、行きづらい面があるのではないかなというふうにも思いますし、気軽に安心して相談ができる、健診ができる、受診に行くことができる、まずはこういった職場の環境づくりも大事ではないかなというふうに思っております。

冒頭申し上げてまいりましたが、教職員の病気休職者の数、精神疾患の割合の多さなど、こうした教育現場の状況、このことは長年言われ続けておりますけれども、なぜか有効な手だてがあまりなされないままに今日に至り、年々悪化の一途をたどっております。

とりわけ心の病、精神疾患による休職者は、17年連続で増加をしております。また近年、一定の年齢に達しても管理職の道を選ばない方や、定年を待たずしてやめていく早期退職者が県内においても増加してきております。さらには、本年度に入りまだ2ヶ月半余りありますが、既に県内の現職の教職員6名の方が病気等で亡くなられております。

今、学校現場で何が起きているのか、子供たちの心身をはぐくみ、成長させていく学校教育現場でなぜこのようなことが起こるのか、現状をしっかりと把握をして対策を考えていかねばならないと思います。

平成20年の第2回定例議会、もう4年前になりますが、教育長就任時の議会で私の質問、教職員の超過勤務について、その時の教育長からのご答弁であります。「勤務の実態を踏まえ、省くところは省き、その日の疲労を次に残すことはあつてはならない、まず教職員が健康であること、元気に子供の前に立てることが基本である」と述べられておりました。私もそのとおりでありますし、またそうでなければならぬと思います。学校現場における労働環境の改善に向け一層のご尽力を要望し、2回目の質問を終わります。

○議長（河野正春君） 総務課長、安藤隆治君。

○総務課長（安藤隆治君） それでは、近藤議員の再質問にお答えいたします。

237戸の空き家のうちで、所有者の情報が全くわからない家屋につきましては47戸ございます。しかしながら、それ以外にも既に所有者が、名前がわかっても死亡しておったりして連絡がとれないようなケースもありますので、詳しく調べないと、本当の所有者の連絡がとれない戸数については把握できておりませんので、よろしく願います。

それから、今後の対策につきましては、先ほど議員からも言われていましたように、国のほうが作成しますマニュアル、空き家の危険度の判定とか、代執行の手続のマニュアルをつくるようなことになっているようでありますので、それを参考にしながらまた空き家対策を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（河野正春君） 2番、近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） 最後の質問となりますが、もう要望として述べさせていただきたいと思っております。

ただいまご答弁いただきまして、所有者が所在不明となっている空き家の件数47というふうにもお

答えをいただきまして、こういうことを調査し、いろいろ経歴を調べながら調査をすることは、本当に大変困難な、骨の折れる、時間のかかることだと思います。

こうした空き家が今どのような状態にあるのかわかりませんが、こうした空き家もしくは廃屋が今後の空き家対策の中で最も大きな問題となってくるものと思いますし、その対応にはさまざまなケースも予測されると思います。引き続いての調査と対策が求められているものと思っております。

また、先ほどご答弁いただきました国の補助事業、社会資本整備事業における空き家再生等の推進事業でありますけれども、この事業を婚活事業の定住促進の住宅として、来縄の県職員の住宅の購入に活用したとのことでありまして、私、こうした公共の建物も対象になり得るのかなというふうにし少し驚いております。でも、本当にこれはいいことだというふうに思っております。

この事業は、平成25年度までの時限立法とお聞きしておりますけれども、ぜひこういう事業は延長していただきたいと思いますが、この事業の中には、先ほどお話がありました所有者が不明、不存在となっている空き家の所有者、これまた捜したり特定するための経費も対象となっているというふうにも記憶をしておりますから、活用できるところはどんどん活用して対策に生かしてほしいというふうに思っております。

るる申し上げてまいりましたが、廃屋対策にはさまざまな課題、不安要素が多くはらんでおります。また、その対策も申し上げましたように多岐にわたってくると思います。市長からも大変心強いご答弁もいただきました。何かが起こってからではなく、今のうちから現状よりも一歩も二歩も踏み込んだしかるべき施策、対策が必要であらうと思います。先進地の事例をしっかりと検証して進めていただくことを要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（河野正春君） 一般質問を続けます。

10番、土谷 力君。

○10番（土谷 力君） 10番、土谷 力でございます。一般質問を通告に基づいて行います。

第1番目に、地域主権改革についてであります。

地域主権改革は、日本国憲法の理念で、身近な行政である地方公共団体がみずからかつ総合的に担うことによって、地域住民がみずから判断して、みずからの責任で地域の諸課題に取り組んでまいります。こ

6月20日

れが定義になっております。

国と地方とが対等なパートナーシップをとって、そして地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働しながら国のかたちをつくっていく、補充性の原則に基づき住民の身近な行政ができるよう、できる限り地方公共団体にゆだねる。こういう方向でございます。簡単にいえば、地方のことは地方がすると、地域のことは地域がすると、これは憲法の中でも住民自治、団体自治の中で当然うたわれていることでございます。

そういうことで、その基礎に基づいて基礎的自治体である豊後高田市を中心に地域主権大綱を、平成22年の6月に閣議決定されております。

その地域主権戦略大綱の本市における取り組みについてお伺いします。

1つは、義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大についてであります。本市の取り組みの意義及び地方において独自条例の必要性についてどのように考えていますか。これまでの取り組みと、当局の具体的な処置について、また今後の課題と進め方についてお尋ねします。

次に、基礎的自治体本市への権限移譲についてであります。

この基本的な考え方、そして、具体的な措置と円滑な権限移譲に向けての今後の取り組みについてお尋ねします。

次に、ひもつき交付金の一括交付金化についてでございます。

これは、平成23年度から県段階でひもつき交付金補助金の一括交付金化が実施され、平成24年には新たに政令指定都市が追加されました。本交付金の状況と今後の見通しについてどのように考えていますか、お尋ねします。

また、地域主権戦略大綱では、地方の財源の充実確保のために地方税の財源を見ていく、この問題が上げられていますが、本市への影響またはこれまでの取り組み、成果について、今後の課題について、進め方についてお尋ねします。

第2に、子ども手当についてお尋ねします。

平成21年度までに児童手当としてゼロ歳児から3歳児まで、一律に月額1万円、3歳児から小学校修了するまで第1子、第2子月額5,000円、第3子から月額1万円、中学生には支給はありませんでした。

平成22年度から、現政権では子ども手当として

ゼロ歳から中学生まで一律月額1万3,000円。

平成23年10月から平成24年3月まで、ゼロ歳児から3歳児まで一律月額1万5,000円、3歳児から小学校修了するまで第1子、第2子月額1万円、第3子月額1万5,000円、中学生一律月額1万円。

平成24年度は、児童手当としてゼロ歳児から3歳児未満を月額1万5,000円、3歳児から小学校修了するまで一律第1子、第2子月額1万円、第3子月額1万5,000円、中学生に一律月額1万5,000円、所得制限のある方には、平成24年6月から一律月額5,000円となっております。

現政権で給付額は2.3兆円となっております。子ども手当の成果としては、平成21年は1.1万人ふえております。平成22年では2.6万人ふえています。平成23年度では4.6万人ふえています。

合計特殊出生率、これ難しい言葉を言っておりますけれども、女性が一生に子供を産む人数だと思ってくれば結構です。平成22年度1.39と、前年度比例して0.02ポイントアップしています。世界の先進国の中でアップしている国は、日本だけでございます。

本市における子ども手当の状況と成果についてどのように考えていますか。本市における合計特殊出生率はどうなっていますか、お尋ねします。

第3に、防災問題についてお尋ねします。

東日本大震災で、今瓦れきの処分の問題が取りざたされています。東日本大震災を受け、本市において地域防災の見直しが行われていますが、その進捗状況についてお尋ねします。この問題は、市民が大変関心を持っておりますので、しっかりお答えください。

それから、東海・東南海・南海地震の発生が予想されて、それから起きる津波等の被害防止対策についてどうなっていますか、これもあわせてお尋ねします。

東日本大震災において、一番問題になったのは、高齢者、障がい者が一番悲惨な目に遭った。一般避難所において、大変厳しい状況にありました。それで、本市は5つの施設を福祉避難所として指定しておりますが、5つの避難所だけで足りるのか、それをお尋ねします。

そしてまた、避難所の対応は1週間、7日間となっております。それから以降はどうなるのか、それもお尋ねします。

それから、障がい者や高齢者の災害時に向けたマニュアルは作成されているのか、その点についてお伺いします。

4番目に、畜産振興についてであります。大分県は豊後牛のブランド化について、今年度新たに豊後牛の増頭規模拡大を図る農家や企業経営者に対して、経費の補助金を一部助成するという事業を始めしております。本市においても、肉用牛の状況は大変厳しいものがあると思っております。やはり、肉用牛の、豊後牛のブランド化についてどのように考えているのか、またどういうふうな進捗状況なのか、お尋ねします。

第5に、地域における文化芸術の振興についてですが、大分県は瀬戸内海で開催された芸術祭の成功を受けて、本年度は本市と国東市を中心とした「国東半島芸術祭」を企画予定しています。この事業の概要と進捗状況についてお尋ねします。この事業の目的、または対象となる芸術分野、今後の事業規模、スケジュールについても、あわせてお尋ねします。

6番目に、本市においては観光立国が一番重要なことだと思っております。その取り組みについて、2つお尋ねします。

まず、外国人観光客の誘致であります。中国・韓国・東南アジア等から観光客を誘致することを考えてやっていると思っておりますが、その施策についてお尋ねします。特に大分県では、通訳ガイドの量の不足が課題になっていますが、本市における通訳ガイドの必要性についてどのように考えていますか。

2番目に、本市の久しく課題となっております滞在型観光地づくりの取り組みについてですが、大変必要なことだと思いますけれども、この取り組みについてどのように行われているのか、今後の見通しについてあわせてお尋ねします。

1回目の質問を終わります。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私のほうから地域主権改革についてのうちの、ひもつき補助金の一括交付金化及び地方税財源の充実確保についてのご質問にお答えをいたします。

まず、一括交付金についてでありますけれども、本交付金制度は、地域主権改革の一つとして現行の補助金等の制度を見直して、地方公共団体が地域の実情に即した事業の効率的な実施を図ることを目的にし、平成23年度に地域自主戦略交付金として県において導入され、本年度は県に加えまして政令都

市において導入が進められているところでございます。

この地域自主戦略交付金は、国が算出する各地方公共団体の交付限度額内において、国土交通省や農林水産省、そして総務省等の8府省がそれぞれ主管する社会資本整備や農村漁村地域整備、消防防災施設整備等の18事業を対象に各地方自治体で自由に事業実施ができる内容となっております。

各地方公共団体へ配分される交付限度額については、国の恣意性が働かないように継続事業の見込み額等によるものと、それから人口や道路延長、耕作面積等を用いる客観的指標によるものの合計とされております。この一括交付金制度は、一般的に言えば、地方主権に沿ったよい制度であろうと、そう思っております。

しかしながら、この地域自主戦略交付金の本市への導入についてでございますけれども、本市は県や政令都市等のような大規模自治体とは異なりまして、財政規模も小さく財政力も弱いために投資的事業の量そのものが少なく、年度間でその変動も大きいことでもあります。そういう面では、継続的に一定量の事業量を確保できるような状況ではありません。そのために、交付限度額算出による継続事業の見込み額等はおのずと減少していくこととなります。

それと、もう一つ、人口や道路延長等の客観的指標によっては、言うまでもなく大都市と、私どもとでは人口も少ないし土地も狭いですから、これは雲泥の差があります。

そうしますと、実際、平成23年度配分の基本的な考え方においては、24年度以降は継続事業は徐々に縮小していくものと、そういうふうにして、客観的な指標に基づいて算出された割合を高めていくということは、人口とかそういう面積を主体にしたものになっていくということでもあります。

これまで本市は、国の補助金制度についてはひもつきということを利用して、さまざまな形で知恵を絞る中でより多くの補助金を受けて事業を実施してまいりました。

例えば、先日まち交大賞をいただいたものというのは、そういう証明である。大変ありがたいと思っております。その点から見れば、本一括交付金は本市にとっては非常に不利なものになっております。一括交付金の導入時期は、いまだ見えませんが、導入においては画一的な尺度によるものだけではなくて、例えばその市がその年にどういうものを

6月20日

するののかというような、そういう事情も把握してもらわなくてはなりませんし、それと同時に、提案枠というような市の独自性や頑張りを後押しするような内容を加えるなどのそういうような制度の設計を行っていただかなければ、こういう小さなところはどうにもならなくなると、そう思っているところでございます。

続いて、地方税財源の充実確保についてでありますけれども、平成22年6月に閣議決定された財政運営戦略に基づき昨年度決定された「中期財政フレーム」では、平成26年度までの地方の一般財源の総額を一定水準維持するということになっています。

しかしながら、本市の財源の核となるのは、地方交付税であります。これについて言いますと、旧合併特例法に基づく現在の算定特例が、平成26年度に終了いたします。平成27年度から5年間で段階的に交付額が縮小することになります。一括交付金により補助金も減少する、地方交付税も減少するという非常に厳しい状況になります。そうしますと、どうしても私ども自主財源である市税の収入をふやす、確保することが、どうしても大きな課題になってまいります。

しかしながら、本市の地方交付税となります一括交付金の減少する中で、どういうふうにして、それでは市税をふやすのかということになりますと、誘致企業さんの皆様方とか、それからまた市民の皆様方にも頑張ってもらって、市に入る税収をふやしていただかないということで、市といたしましても、これについては入るだけでなく出る、行政改革をすることと、もう一つはやはり人口をふやすということ。やはり、人口がふえればそれだけ市の活力になります。また、収入もふえるということになります。そういう面では、人口増によつての市の収入増ということもあり得るわけでありまして。

そういうことの中で、自然収入を安定的確保することの中での、これからは先ほど申しましたように、経費節減もやはりしなきゃならんと思えます。

それと、そういうことによつて持続可能な財政運営の構築を図っていかなきゃならん、という面であると思えます。そういう面で、これからもやはり非常に厳しくなる中で、どうしてもやはり自主財源をどうふやすかというのがこれからの我々の課題であり、これは可能性があると、私は思っているところでございます。

その他のご質問につきましては、担当課長に答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野正春君） 総務課長、安藤隆治君。

○総務課長（安藤隆治君） それでは、最初に地域主権改革についてお答えいたします。

まず、義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大についてでございますが、これは、平成22年に閣議決定をされました政府の「地域主権戦略大綱」に基づきまして、ご説明を申し上げます。

まず、取り組みの意義、地方における独自条例の必要性についてでございます。

これは現在、市が行っておりますさまざまな事務事業につきましては、国が法令で事務の実施やその方法を義務づけているものが多数ある中で、そのことを見直し、地方の実情に合ったものとしてできるようにするものであります。例えば公営住宅の入居基準であるとか、市道における街路樹の設置、歩道の幅員などがこれに当たります。

次に、これまでの取り組みと当面の具体的措置についてでございますが、まず、地方自治体から要望のあった63項目の事務を見直し、その後、308項目の事務の見直しと権限移譲を盛り込んだ法案を提出し、それぞれ地域主権一括法として成立をしております。

なお、国において見直された事務のうち、本市で該当するものにつきましては、既に条例改正をしたものを除き、来年の3月の議会までに条例案を提出できるよう準備を進めております。

次に、今後の課題と進め方として、政府は今後も見直しを進めていくこととされており、このことが「第3次地域主権一括法」として、現在国会のほうに提出をされております。

次に、基礎自治体への権限移譲についてお答えをいたします。

まず、基本的な考え方でございますが、市町村合併が進みまして、市町村では行政規模や能力の拡充が図られたことから、県と市町村の事務配分を見直し、できるだけ住民に近い基礎自治体のほうで事務を行う、こういった国の考え方に基づくものでございます。

本市の権限移譲の件数についてでございますけれども、該当する事務35件のうち、本年4月までに移譲された事務は31件あります。残り4件につきましては、来年4月までに移譲される予定となっております。移譲された事務につきましては、何点かご

説明を申し上げますと、農地法に基づく農地等の権利移動の許可や、地方自治法に基づく字の区域の新設等の届け出、告示、それから騒音規正法に基づく規制地域の指定などがございます。

また、来年の4月までに移譲をされる事務につきましては、社会福祉法に基づく社会福祉法人の認可等の事務、それから母子保健法に基づく未熟児の訪問指導等の事務がでございます。

これらの事務につきましては、県の事務移譲に伴う説明会への参加や、県市町村権限移譲ワーキンググループ会議に参加する中で、課題や、次の権限移譲も見据えた議論を続けているところでございます。

今後の取り組みにつきましては、事務移譲が示されたものにつきましては、受け入れを進めてまいりたいと思います。

続きまして、防災問題についてお答えをいたします。

本市の地域防災計画の見直し概要につきましては、初日の本会議終了後に説明をさせていただきましたが、今回の主な改正内容は、津波の想定高の変更に伴う市指定避難所等の見直しでございます。

津波の想定高につきましては、大分県に準じた形でこれまで想定されていましたが本市における津波の最高波高の2倍であります4.66メートルとしておりました。その後、本年3月に国のほうから、東海・東南海・南海地震が発生した際の本市における津波想定高を最大3メートルというふうに公表されました。本市といたしましては、県が示した4.66メートルという高いほうの数値のまま、指定避難所等の見直しを行う市の決定をしたところでございます。

今後は、防災会議を開催しまして、計画の改訂を行った後に市民の皆様へ新しい指定避難所等の広報を行ってまいりたいと思います。

次に、津波等被害防止対策についてお答えをいたします。

昨年度、大分県地震津波等被害防止対策緊急事業費補助金を活用した主な事業といたしまして、住民の防災意識の高揚を図ると同時に、住民の住む地域の海拔を確認するための海拔表示板の設置や、沿岸部における屋外拡声器の増設、避難所生活を行うために必要な発電機などの資機材の整備を行ってまいりました。

今年度におきましても、本事業を活用いたしまして防災倉庫の設置や、毛布、簡易トイレ等の避難所

生活に必要な用品の購入を行うほか、大分県が行う津波浸水予測調査の結果を反映させましたハザードマップの作成を行う計画をいたしております。

今後も、防災に関するハードの整備を行うとともに、市民の皆さんの意識を高めるための活動にも重点をおきながら、防災対策について取り組みを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 子育て・健康推進課長、植田克己君。

○子育て・健康推進課長（植田克己君） 土谷議員の子ども手当についてのご質問にお答えします。

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、それまで支給されていた児童手当にかわり平成22年4月から実施されました。支給対象者は、小学校修了前から中学校修了前まで拡大され、手当の額も一律1万3,000円と引き上げられました。

また、昨年10月からは、平成24年度からの恒久的な子供のための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、手当の額をゼロ歳から3歳未満は月額1万5,000円、3歳から小学校修了前までは、第1子第2子が月額1万円、第3子以降が月額1万5,000円、中学生が月額1万円と変更されました。

本年4月からは、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的に、「子ども手当」の名称から新しい「児童手当」として支給されることとなり、6月からは所得制限が設けられることとなりました。

ご質問の本年度の状況についてであります。児童手当の支給月はこれまでと同様に6月、10月、2月の年3回の支給となります。6月に支給した2月から6月分の本市の児童手当、2月分、3月分は子ども手当ですが、支給対象者は2,855人、世帯数1,375世帯、支給額は1億401万円となっております。

次に、子ども手当の成果についてのご質問にお答えします。

議員ご案内のとおり、国における2010年の合計特殊出生率は1.39と2年ぶりに上昇しており、少子高齢化が進行する現在において非常に喜ばしいことでございます。

子ども手当の支給は、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して出産し、子供が育てられる社会を

6月20日

つくるという目的があり、本市における支給総額も、平成21年度までの児童手当の約1億5,000万円から、子ども手当が実施されて以降、約3億4,700万円に増加しており、子育て家庭の経済的負担は軽減されております。

また、本市の合計特殊出生率は1.61で、全国の1.39や県平均の1.56と比較して高い数値となっております。

今後も、多くの子どもが生まれ、子育てしやすい環境づくりのため、これまで実施してまいりました子育て広場事業を初めとする子育て支援策の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

大変失礼しました。本年度の6月の支給分ですが、大変済みません。

2月から6月分と言いましたが、2月から5月分の児童手当でございます。失礼いたしました。修正いたします。

○議長(河野正春君) 福祉事務所長、尾形 稔君。

○福祉事務所長(尾形 稔君) 防災問題のうち、福祉避難所の推進状況についてお答えいたします。

福祉避難所とは、災害発生時に一般の避難所では生活が困難である高齢者や障がいのある方などの災害時要援護者を特別に配慮し、一時的に受け入れる避難所であります。現在、本市では5施設について福祉避難所の指定を行っているところでありますが、引き続き、新たな福祉避難所の指定に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、福祉避難所の開設期間は、災害の発生の日から最大限7日間と定められておりますが、市内全域が被害を受けたような大災害の場合などには、必要最小限の期間を延長することができるとなっております。災害の程度によっては、福祉避難所での生活が長期化することも考えられますので、今後の福祉避難所の指定に際しましては、個室での対応ができる施設等も含め、多様な避難場所を提供できるよう検討してまいりたいと考えております。

また、災害時要援護者の一時避難所から福祉避難所への避難対応についてであります。市が作成しました「福祉避難所運営マニュアル」の中で、原則、当該対象者の家族と支援者が行うものとし、市は福祉車両や緊急車両の手配も含め、災害時要援護者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるように、体制の整備を図ることといたしております。

今後、平常時を含めた福祉避難所の対応につきましては、福祉避難所運営マニュアルの内容を精査し

ていくとともに、関係機関などとの協議を重ねながら、災害発生時に、迅速かつ的確に対応できる体制整備を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(河野正春君) 農林振興課長、井上晃一君。

○市参事兼農林振興課長(井上晃一君) 畜産振興についてのご質問にお答えいたします。

本市の肉用牛の飼育状況についてでございますけれども、現在肥育農家22戸で飼育頭数は黒毛和種、交雑種、乳用種を主体に5,307頭で、県下でも最大の肉用牛産地でございます。また、1戸当たりの飼育頭数も多く、300頭以上の肥育農家が8戸と、大規模肥育農家が飼育頭数全体の大半を占めております。

また、昨年発生をいたしました東日本大震災以降、長引く枝肉価格の低迷や、子牛価格が高単価で推移しているなど、肉用肥育を取り巻く環境は決していい状況ではございません。

このような中で、大分県は今年度新たに豊後牛の肥育拡大を目指す意欲ある肥育農家や、農業法人などの大規模経営体を支援するため、豊後牛肥育拡大支援事業を創設いたしまして、豊後牛の増頭を図り、さらなる豊後牛のブランド化に向けた取り組みを行っております。

事業の内容といたしましては、県内の子牛市場から導入をした黒毛和種肥育牛を当該年に増頭した場合に、導入に係る経費の一部を助成するものでございます。本市といたしましても、豊後牛のブランド化に向けて増頭を計画する意欲ある肥育農家に対しては、積極的に本事業を活用してまいりたいと考えております。

また、本市では、平成23年度より新規需要米を活用した新たな肉用牛のブランド化に向けた取り組みをスタートしております。この取り組みは、市内で生産された飼料用米を肉用牛に給与し、肉質の改善と飼料の経費の節減、また、堆肥は農地へ還元するといった資源循環型の農業を確立するものでありまして、現在3戸の肥育農家で取り組んでおります。

この飼育システムは、輸入飼料価格の変動にも影響されないといったメリットに加え、肉質の向上と低コスト化による生産安定につながるものと期待しております。

今後は、このような取り組みを初め、肉用牛の高付加価値化による新ブランド化に向けて肥育農家や関係機関と連携を取りながら、本市の肉用牛の振興

を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 企画情報課地域・文化推進室長、藤重深雪君。

○企画情報課地域・文化推進室長（藤重深雪君） 土谷議員ご質問の国東半島芸術祭の進捗状況についてお答えいたします。

国東半島芸術祭事業は、平成27年春に予定されております県立美術館の開館に向け、県民の文化芸術に対する機運の醸成を図ることを主な目的といたしまして、平成23年度より大分県が中心となって進めている取り組みでございます。本年度は、本市と国東市を舞台として開催される予定となっております。

その内容といたしましては、平成21年に瀬戸内海の島々で開催されました瀬戸内国際芸術祭をモデルに、近年若者を中心に関心が高まっております現代アートの独創的な世界観を活かし、作品の展示や芸術家の招聘を行う計画となっております。モデルとされる瀬戸内国際芸術祭は、国内外から90万人もの来場者を記録し、芸術を活用した地域振興の例として大変注目を集めた事業とお聞きいたしております。

今回、本市を初めとする国東半島での芸術祭の実施に際しましては、瀬戸内での手法を踏襲しながら国東半島独自の自然や文化を活かした事業展開により、市民の皆様が親しまれる芸術的空間づくりと、県内外へ発信し得る新たな地域資源の創出が期待されます。

今年度の事業スケジュールでございますが、今月末に国東半島芸術祭の実施主体となります協議会が設立される見通しでございます。今後は、大分県からこの協議会へ事業の委託を行い実施準備を進める予定となっております。また、本年度の規模につきましては、大分県が文化庁の「文化芸術創造発信イニシアチブ事業」へ要望しているところでございます。

今後は、事業の効果的な実施に向けて大分県や国東市との協働による取り組みを進め、市民の皆様が質の高い芸術文化に触れていただきながら、本市におけるさらなる文化の振興と地域の活性化につなげてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（河野正春君） 商工観光課長、安田祐一君。

○商工観光課長（安田祐一君） 土谷議員ご質問の

うち、初めに、中国韓国などの観光客を誘致するための施策についてお答えさせていただきます。

現在、大分県や別府を含む県北8市町村で構成いたします「北部地域観光圏協議会」との広域連携の取り組みによりまして、東アジアからの受け入れ体制の構築を図ることで中国や韓国などからの誘客促進に努めておるところでございます。

市におきましては、本年度から組織改編の中において地域・文化推進室を設置し、国際化推進について積極的に取り組みを進めることといたしております。これにより、本市固有の地域文化の魅力を国内外に発信していくことで、観光面におきましては、特に中国、韓国などからの誘客を図るため外国語パンフレットなどの活用や、ネットによる宣伝活動を強化するとともに、議員おっしゃられるような通訳ガイドの育成につきましても、必要に応じ受け入れ体制の整備の中で進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、滞在型観光地づくりの取り組みについてお答えします。

本地域には、古来より受け継がれてきた美しい自然景観と六郷満山文化に代表される貴重な文化遺産の数々がございます。また、昭和の町並みの商店街など、魅力ある観光資源が数多く点在しているところでございます。

これらの観光資源を、有機的に結び、通過型観光から滞在型観光へのシフトを図るため、長崎鼻の花公園のような新たな観光拠点づくりでございますとか、ボンネットバスを活用した周遊観光の促進に現在取り組んでいるところでございます。

また、本市のグリーンツーリズム協議会が実施しております農家民泊の取り組みにおきまして、近年では福岡県を中心とする都市圏から教育旅行として多くの学生の受け入れを行っておりまして、農業・漁業体験など各種ツーリズムの充実にも積極的に取り組む中で、滞在型観光の推進を図っているところでございます。

一方で、近年の観光形態におきましては、団体旅行から個人主体の旅行へと変化してきている状況でもございまして、観光客のニーズも多種多様化してきておる状況でございます。これらのニーズの把握とあわせて、新しい魅力の創出による対応が今後重要となってくるものと考えております。

今後につきましても、観光動向を見きわめながら、市内に点在します観光資源の魅力を最大限に活用い

6月20日

たしまして、六郷満山をベースとしたいやしでございませうとか、長崎鼻や真玉海岸などの自然との調和、昭和の町における人との触れ合いなどを中心としたストーリー性やテーマ性を持った独自性のある地域観光ブランドを確立するとともに、まず本市において昼食をとっていただき、ひいては夕食、朝食をとっていただけるよう、市内の飲食店や旅館、ホテルなどと連携を密にしながら、地域活性化と連動した取り組みの中で、滞在型観光の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（河野正春君）** 10番、土谷 力君。

**○10番（土谷 力君）** 1点は要望というんですかね、大変だっというのはよくわかるんで、一括交付金化について、確かに小規模で大変厳しい状況になろうと思います。これは、恐らく行政そのもののありようを変えていかないと、やっていけないだろうなと議論しておりますし、また、九州の出先を九州知事会が引き受けていく。また、関西のほうもそういう動きを見せております。そうすると、二層構造になるのか三層構造になるのか、その問題もひっくるめて、この一括交付金化については問題があるろうと思います。

本来なら平成24年に、市町村におりる予定だったんです。それが、ここに出ておりますけれども、平成24年には対象を市町村に拡大し、規模も2倍程度にする計画だった。

しかし、全国市長会のほうから、補助金の変動幅が大きいと、それで市町村側から早期導入には慎重の姿勢だった。それで、今年度は指定都市にとどまったわけでございます。まして、人口規模の小さい本市にとって、これは大変な今後の課題になってくると思います。これは、大変過大な問題なので、この程度でやめさせていただきます。

そして、あと1つは、地方税の財源がないっていう問題なんです。大分県では、グリーン税っていうのを取っています。新しく税金の項目を変えて取っております。そして、副市長を褒めるわけではないんですけども、同窓会をやったときに120人の前でふるさと納税の話をやっておりました。ふるさと納税のこれを少し、市民または県外の人たちに周知していただいて、この前の表彰の時にも2人の方がふるさと納税で表彰されておりました。

そういうことを考えれば、ふるさと納税も1つの税源をアップする形になるのではなかろうかなと思

います。新たな大分県がやっているグリーン税等々環境税とか、新しい課税ができる方向になっております。

それから、ふるさと納税、そういう制度を今後どのように周知していくのか、これをお尋ねいたします。

**○議長（河野正春君）** 財政課長、甲斐智光君。

**○財政課長（甲斐智光君）** 土谷議員のふるさと納税に関する再質問にお答えします。

本市では、現在あらゆるネットワークを通じてこのふるさと納税、この豊後高田市ふるさとを応援していただける方へ、このふるさと納税の寄付によるご協力をお願いしているのが現状でございます。財政面からも増収を図る上で、ふるさと納税は貴重な収入でございます。このふるさと納税の寄付金も年々ふえてございます。さらに私どもも、この増収に努めてまいりたいと考えております。

また、議員の皆様方も、市内、市外のお知り合いの方でご協力いただけるような方がございましたら、ぜひ積極的に働きかけていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（河野正春君）** しばらく休憩いたします。

午後1時より再開いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 再開

**○議長（河野正春君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、中山田健晴君。

**○7番（中山田健晴君）** 7番の中山田でございます。通告に基づきまして、一般質問を行います。

本市におきましては、市政発展を目指し、ここ10年間官民一体となり地域づくりまちづくりに邁進してまいりました。中核施策として、定住対策、企業誘致、観光、教育、福祉、子育て支援等々多くの活性化策を立案し、真摯に取り組んでまいりました。現在では、その施策や事業実績や多方面に評価され、多くの表彰状をいただくようになりました。懸案でもありました、企業誘致も進み、働く場所も増し、町なかには若者たちも目立ち始め、徐々にではありますが町なかに活気は生まれ始めてきております。

また、現在では、行政視察、商業視察、観光業など多くの方々が本市を訪れるようになってきました。特に、商業、観光振興においては、昭和の町づくりを核と位置づけ、商店街と同時に中心市街地の活性

化策に取り組んでまいりました。結果として、現在では、本市を訪れる観光客は年間40万人を超過になりました。

さらに、平成19年には、第1期中心市街地活性化基本計画事業5ヶ年の事業指定をいただきました。この事業は、国交省の地域の中心市街地の活性化を求めようとする重点支援事業でもあります。

本市におきましては、執行部、議会、市民、三位一体となった努力により、昨年度桂橋のかけかえを始め、多くの町づくり事業をなし遂げました。その事業実績と事業効果が大いに評価され、まちづくり大賞、国交大臣賞を受賞するに至りました。

さらに、第2期中心市街地活性化基本計画事業の指定もいただき、本年度より第2期計画に取り組んでおります。

これまでも、本市は多くの賞をいただきましたが、今回の賞はこの10年間の取り組みの総決算であり、本当に喜ばしい賞ではなかろうかと思えます。今後とも、さまざまな情報収集に励み、追い風を利用しながら、何事にも前向きにプラス思考で施策に当たり、官民一体となり市政発展へ邁進したいと考えます。

さて、本市市政発展を顧みるに、喫緊の課題として人口の減少を抑え、定住要件を充実して、市長の提唱する定住人口3万人を目指し、少しでも多くの人々に本市に住んでいただくための努力が最重要となってまいります。今後の人口の数こそが、その自治体の実力であり、元気度につながり、今後の本市自治体の将来を占う指針となると考えます。人口減少を食いとめ、増加対策は喫緊の課題であり、重要な施策と考えますので、今後の定住対策についてお尋ねします。

現在、市外に在住されている方で本市に移住を考える方、また田舎に移住を希望されている方々への働きかけ、情報収集についての取り組みはどのようになされているのか、また、そのような方々を含む外部への情報発信についてはいかになされているのか、お尋ねします。

また、本市には山、里、町、海とすばらしい自然環境があり、新鮮な野菜、魚、肉が豊富であります。定住だけの条件を考えますと、他市をはるかに上回っていると自負しております。今後、市外に向けてさらなる宣伝が重要課題と考えますが、見解を求めます。

次に、婚活についてお尋ねします。

昨年度新たに開始された目玉事業であり、ぜひ成功させてほしい。市民も注目をしています。そこで、まず昨年度の経過と実績について説明を求めます。

次に、商工業対策についてお尋ねします。

リーマンショック、昨年の大震災と、日本の経済を取り巻く環境は大変厳しい状況であります。まず、最近では、ヨーロッパ発財政危機も叫ばれておりますが、対岸の火事では済まされません。注視してまいらなければならないと考えます。

本市といたしましては、市内にある進出企業を含む商工業者の経営状況についての現状把握と、その分析、情報収集及び情報発信等緊密な連携が必要と考えるが、その見解を求めます。

次に、市内商店街及び個店の活性化についてお尋ねします。

先ほど述べましたが、現在昭和の町には40万人もの入り込み数があります。しかしながら、市内の方々には「その実感がない」、「売り上げも伸びていない」などの声が耳に入ってきます。また、「もうけているのは市外からの出店者ばかりではないか」と、よく聞きます。それも事実かもしれません。

その理由を考えますと、外部から来られた方は、現時点での本地の状況を十分に分析し、昭和の町というブランド力を十分理解し、それをうまく活用し、商売へのツールとして上手に取り込み、市外消費者及び来訪者に向けての販売を行っています。結果として、売り上げが上がっているのではないかと考えられます。

昭和の町に代表される豊後高田ブランドを最大限活用しているからではなかろうかと考えます。

市内におられる商業者の方につきましては、従来より市民相手の販売という販売の形が、そのまま受け継がれ、対応がくれ、転換ができていないと考えております。

施策としては、定住人口、これをふやすのが一番早いのではなかろうかと考えます。

執行部におかれましては、その要因を十分に分析され、市内業者との密なる連携をとりながら、商業の発展にかかわり続けることが必要と考えますが、見解を求めます。

次に、CATVについて、お尋ねします。

本事業につきましては、合併後の新市建設計画の最重点施策でありました。ハード整備が完成され、医療、教育など地域間格差の是正、情報社会における高速ブロードバンドの構築、テレビの有効活用等

6月20日

大いに期待されています。その事業効果につきましては、皆さんご承知のとおりであります。

CATV事業が供用開始されてから3年間が経過しました。この3年間の事業実績とその効果についての総括と今後の活用につき、見解を求めます。

次に、児童、生徒の通学時の安全対策について、お尋ねします。

本年4月以降、各地で登下校中の児童が自動車事故に巻き込まれ、多くの死傷者が発生する事故が報告されています。大変不幸な事件であり、あってはならないことであります。子供は地域の宝であります。市民全体で市民の宝、子供たちの安全対策に取り組むべきと考えます。

通学時における安全対策の充実は、喫緊の課題と考えます。そこで、現在本市の取り組まれている状況について、見解を求めます。

次に、特に玉津地区の通学路について、お尋ねします。

ご承知のように同地区は、市内有数の住居地域であります。また、域内には、高校、中学、小学校、保育園などが点在しています市内きっての文教地区でもあります。登下校時には、徒歩、自転車通学により、多くの児童、生徒が域内を通学し、込み合っているのが現状です。同時に、子供たちの送迎の車及び通勤者の車など集中し、児童、生徒には大変危険な状況であるとお聞きしております。

関係機関及び地域、保護者を含む安全対策が喫緊の課題と考えますが、その対策を求めます。

次に、新庁舎建設について、お尋ねします。

県総合庁舎地の購入については、大筋の合意がなされ、当初予算にも購入経費が計上されておりました。その後、契約締結に向け順調に交渉が進んでいると聞いています。新庁舎は今後40年、50年と本市行政の核となり、施策、執行の中心となる施設であり、そうあるべきものでなくてはなりません。

市民の生命、財産を守るべく、利便性にすぐれた多様性にも対応できる庁舎でなくてはなりません。今後とも慎重な議論が必要と考えます。そこで、現在までの庁舎建設の進捗状況をお尋ねします。

次に、皆さんご承知のように新庁舎建設につきましては、合併特例債の対象事業であります。合併債の最終年度は平成26年度で、大変、本市にとりましては有利な補助事業であり、有効活用するべきであると考えます。

そういった面から、完成年度がおのずと指定され

ますが、今後完成に向けてのスケジュールについて説明を求めます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 私のほうからは、庁舎建設の進捗状況及び今後のスケジュールについて、お答えをいたします。

まず、大分県豊後高田総合庁舎とその敷地につきましては、議員ご案内のとおり、昨年度末、県との間で購入に向けての大筋の協議が調い、本年度の当初予算にその購入経費を計上させていただいたところでございます。しかしながら、契約締結に向けた協議を実際に進めていく中で、県との間で調整が必要な事項が出てまいりました。

現在、これらについての折衝を行っているところでございます。具体的に申し上げますと、県道から総合庁舎に入って右側、いわゆる敷地の西側でありますけど、その公用車庫や実験棟、防災倉庫などの部分については、当初、県が引き続き行政財産として使用するということで、譲渡の対象になっておりませんでした。

しかしながら、現総合庁舎の南側に新庁舎を建設した場合、県道から入ってきた際の通行と、それと同時に玄関付近の景観を考えましても、この部分をやはり更地にすることが望ましいと思っております。そのためにこの西側部分を市有地として、県が行政財産としての必要な倉庫等については、敷地内東側の部分に移転してもらいたいという、そういう旨を申し上げております。

現在、県と折衝中ではありますが、私どもとしてはよい感触を受けております。そういうふうになっております。この話し合いが調いますと譲渡面積がふえますので、その部分の取得経費等につきましては、改めて補正予算を組ませていただきたいと、そう考えております。

さて、新庁舎その建設に大きな財政負担を伴うものであります。今後の本市における災害対応とか、また、さまざまな振興対策を進める上で、核となる施設であります。将来の長きにわたって、豊後高田市民の大きな財産となるものであります。

また、庁舎はだれもが利用する施設であり、市民の物であります。そのため、市民にとってわかりやすく、そしてまた使いやすい場でなければならぬ、そう思っているところでございます。

そういう観点から、市民のための新庁舎の建設に

については、将来を見据えた構想を立てることが、重要であると考えています。

この基本構想の策定に当たりましては、市民の皆さんからの声を広くお聞きするために、ご意見を公募するとともに、各種団体の代表者や学識経験者の方々から、その分野における専門的なご意見をいただきたいと考えています。

また、市役所内におきましては、いただいたご意見をもとに、職員によるワーキンググループや検討委員会によって検討を行ってまいります。

そして、基本構想の素案ができ次第、パブリックコメントや住民説明会により、市民の皆さんに広く周知し、さらにご意見を伺う中で、基本構想を完成させてまいりたいと考えています。

なお、今後のスケジュールといたしましては、本年中に基本構想を策定し、その後設計を発注したいと考えています。そして、平成25年度中に工事に着手し、合併特例債を有効に活用できる平成二十六、七年、これは六、七という七は、場合によっては繰り越しということもありますので、二十六、七年度の完成を目指してまいります。

その他のご質問につきましては、教育長、担当課長に答弁させますので、よろしくをお願いします。

○議長（河野正春君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） 中山田議員の児童、生徒の通学時の安全対策について、お答えいたします。

通学路の安全対策につきましては、本市で児童、生徒の安全確保のため、危険箇所等地図に示したハザードマップを市内すべての学校で作成し、毎年新学期に合わせて児童、生徒の調査を実施しながら、見直しを図ってきているところであります。

また、ハザードマップをもとに、地域や保護者の方々によるスクールガードの皆さんの協力をいただき、通学路における危険箇所等の改善が必要な場合は、学校や関係機関等と協議しながら、その対策に取り組んできたところでございます。

議員ご指摘のように、本年4月以降全国各地で、登下校時の児童が自動車事故に巻き込まれ、死傷者が発生するという痛ましい事故が相次いで起きました。

豊後高田市教育委員会といたしましては、事故発生後直ちに各学校に対し、通学路の危険個所の調査を実施したところであります。

また、その後県教委及び文部科学省から通学路の交通安全の確保の徹底として、各学校による危険箇

所の抽出、合同点検の実施及び対策会議の開催等の通知があり、実施をしてきたところであります。今後も、警察や学校等関係機関と連携を図りながら、児童、生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、議員ご指摘の玉津地区の通学路についてですが、現状といたしましては、朝の通学時間帯において、通行規制をしているものの規制以外の時間帯も児童は登校しており、地元住民や高校生の保護者の通行車両も多いという実態もありますので、今後関係機関と十分協議をしてまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 企画情報課長、佐藤之則君。

○企画情報課長（佐藤之則君） 中山田議員の定住対策、ケーブルテレビ関係4点について、お答えいたします。

まず、転入を促すための働きかけについて、お答えいたします。

人口3万人を目指す本市にとりまして、定住促進の取り組みを進め、市外から一人でも多くの方に市内に移り住んでいただくように働きかけていくことは必要でございます。特に、誘致企業の就労者のうち市外からの通勤者が約1,000人あり、そのうちの、結婚はしているもののマイホームを持っていない方や、結婚をしていない人たち、さらには中津や宇佐で働く人たちを、いかにして豊後高田市のファンにし、市内に住んでいただくかが、今後の大きな課題であると言えます。

市内に住んでいただくためには、まずは魅力ある本市の施策を知っていただくことが先決だと思います。本市の子育て環境や教育環境は、皆様方のご協力により、他市よりも一歩も二歩も充実しているのではないかと考えておりますけれども、残念ながら、そのことは、市外の方はもとより、市内の人にも意外と知られていないのが実態でございます。

これまでも不動産屋や企業に、市の概要をお知らせする定住ナビを置いていただいたり、市報等でもお知らせをしてきましたが、まだまだ広報が不足していると思われます。そのために既存の広報に加え、本定例会におきまして定住促進広報強化事業として、補正予算を計上させていただきまして、チラシやポスターなどを活用し、市の魅力を宇佐市、中津市などの市外だけでなく、市内にもどんどんPR

6月20日

していきたいと考えておるところでございます。

特に誘致企業の従業員の皆さんに向けた、定住施策をまとめたチラシを配付したり、定住ポスターを食堂など従業員が利用する場所に張っていただき、さらに、説明会などもさせていただきたいと考えております。

なお、本定例会におきまして、購入議案として提出しております県職員住宅につきましては、今後、用途に合った改修を行いまして、新婚さん専用の住宅として活用していくよう、検討しているところでございます。できるだけ早く供用開始できるよう、また、できるだけ市外からの新婚さんに移り住んでいただけるよう、PRをしていきたいと考えております。

さて、移住実績でございますけれども、県内からの移住についての実数は把握できておりません。残念ながら、転出して宇佐市などで家を建てた人のほうが多いのではないかなというふうに思っております。

また、昨年度は、空き家バンクの登録空き家に入居された方が9世帯ございました。昨年度の取り組みにつきましては、大分合同新聞での紙面を活用した広報広告宣伝や、東京で開催されました「ふるさと帰帰フェア」などでのPR、ヴィラ・フロrestaで行った半住半旅田舎体験事業での移住体験などにより、本市の魅力を発信してきたところであります。

都市圏からの移住者は、自然を愛する人が多いようにありますので、自然環境もセールスポイントの1つとして、働きかけを継続していきたいと考えております。

昨今の実態として、市の状況を考えてみますと、現在の商工会議所の青年部は76人が在籍し、年々増加傾向にあり、いわゆる後継者がたくさん帰ってきている状況のようでございます。これは、市に活気があるからだと思っておりますので、この状況をチャンスととらえ、定住促進のためのさまざまな施策を最重点で進め、市外にも打って出ようと考えておりますので、議員を初め市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、婚活事業について、お答えいたします。

婚活事業につきましては、昨年10月からRe:ひらの分校計画に委託・実施し、計20回の婚活パーティーやスキルアップ講座、縁結びお世話人の養成講座などを開催したところでございます。おかげさ

まで市内のどこに行っても婚活という言葉が聞くようになり、結婚への雰囲気づくりや男女の出会いの場づくりなど、成果はおさめたものと思っております。

今年度は、緊急雇用定住促進支援事業、素敵な花嫁花婿修行講座、昭和の町で町コン事業の3つの事業を商工会議所に委託して、より官民一体となった取り組みを行い、結婚という成果につながるような婚活事業に取り組んでいきたいと考えております。

具体的な内容としては緊急雇用事業では、独身者を対象とした婚活パーティーや、結婚を意識するようなセミナー等の開催、縁結びお世話人の養成講座など。

素敵な花嫁花婿修行講座では、魅力的な男性、女性となれるような自分磨き講座を企画・実施します。

また、昭和の町で町コン事業については、男女の出会いづくりはもとより、商店街の活性化を図ることを目的として、大規模な合コンの開催を計画しております。

さらに今年度は、縁結びお世話人協議会を結成し、結婚相談や縁結びお世話人同士のお見合いなどを企画し、縁結び活動を組織的に、より具体的に実施していくよう計画しております。

また、このほかにも、ことしの4月以降に結婚し、市内に居住する夫婦に、新婚生活応援金として10万円を贈る新婚さん応援事業、縁結びお世話人さんが独身男女を引き合わせ、結婚、市内への定住へと導いていただいたら10万円を贈る縁結び奨励事業、婚活推進のため独身男女が出会うための交流会や学習会、セミナーを開催する団体へ5万円の奨励金を贈るみんなで婚活応援事業を実施します。

こういった事業を、官民一体となって実施することにより、結婚に向けた雰囲気づくりを行い、結婚カップルの増加、そして定住へと結びつけていきたいと思っております。

なお、縁結び奨励事業第1号がまだ出ておりませんので、早く第1号が出ますよう議員の皆さんにつきましても積極的なご協力をお願いいたします。

続きまして、ケーブルテレビについて、お答えいたします。供用開始から現在までの総括と今後の問題点と活用法について、お答えいたします。

本市のケーブルネットワーク事業は、放送と通信を同時に提供するFTTH方式による光ケーブルネットワーク網を市内全域に敷設することで、東京など都市圏との情報格差や、市内中心部と周辺部の格差

の解消を図ってまいりました。また、昨年7月24日に実施された地上デジタル化対応につきましても、デジアナ変換を含め対策を行ってまいりました。開局年度の加入率につきましては83.9パーセントでございました。

本ケーブルネットワーク網を活用した緊急通報・安否確認システムの導入や遠隔画像診断システムの構築、告知端末を活用した緊急放送、各種お知らせなど情報伝達手段として活用を行い、便利で快適な生活環境の実現と安心・安全なまちづくりを推進しました。

平成24年5月末の加入率は89.7パーセントと、病院や施設等に入られている方などを考えますと、ほぼ、必要な世帯についてはご加入いただいている状況でございます。特に高齢者の安心・安全の観点から、80歳以上の一人世帯などの加入分担金の免除や宅内工事費助成、月額使用料の免除を行い、緊急通報・安否確認サービスの活用を推進してまいりました。

次に、今後の問題点につきましては、昨年の東日本大震災を教訓に、災害発生後の防災面における情報伝達手段の活用の検討と、今後の放送、通信における機器更新がございますが、今後検討を進めてまいります。

また、本年第1回定例会で、川原議員へご答弁申し上げました、時代劇専門チャンネル、アニマックスの視聴方法変更の問題でございます。このことにつきましては、昨年ケーブルテレビ連盟や番組提供を行う事業者からの、テレビのチャンネルでそのまま視聴できるパススルー方式から、CS放送専用視聴機器であるセットトップボックスを介した方式にするよう、通告を受けたところでございます。これに対して、関係機関と協議を行い、市としましては検討の結果、当初からの市民の皆様とのお約束を守るため、BS、CS付加サービス加入者以外の各世帯1台のセットトップボックスを無料で設置することを基本として機器設置を行い、これまでのサービスを維持していくことといたしました。

現在、対象世帯の皆様からの設置希望と、アンケート調査を回収中でございますが、今後セットトップボックスを購入し、順次対象世帯へ取りつけていく予定でございますので、皆様のご理解をお願いいたします。

現在、データ放送では、休日当番医やお悔やみなど、皆様にお役に立つ情報をお知らせしております

が、今後は、商店の商品紹介などを初め、できるだけ多くの市民の皆様へ、ケーブルテレビの情報伝達手段としての役割を確保し、市民の安心・安全を守るネットワーク網として活用を図ってまいります。また、防災面や広報面など新たな機能の検討も進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長(河野正春君) 商工観光課長、安田祐一君。

○商工観光課長(安田祐一君) 中山田議員ご質問のうち、初めに進出企業を含む商工業の現状について、お答えさせていただきます。

現在の景気動向においては、先ほど議員の言われるような要因でありますとか、また、円高や節電対策、この夏にも終了すると予想されますエコカー補助金の影響など、さまざまな不安要素もございますが、どの企業も厳しい経済状況の中、おのおのが生き残りをかけ頑張っておられます。

そのような中で、本市における進出企業の状況におきましては、北部九州への自動車産業の集積により、昨年度神奈川県から株式会社土屋製作、株式会社湯川鉄工所の自動車関連企業の2社が進出をいただいたところでございます。このように自動車産業を中心とした活発な動きには、市内にも広がっておりまして、企業間での新たな取引や地元企業が参入する機会の増加などといった、うれしい状況も生まれてきております。

また、本市における進出企業は、雇用の場としてもそうでございますけれども、税収面におきましても固定資産税など、右肩上がりの大きな貢献をいただいているところでもございます。そのほかでも、従業員の皆さん方が、宮町で飲食される機会もふえていとお聞きしておりますので、こういった面でも幅広く活気を中心となつていただいております。

こういった、進出企業を中心とした活気ある状況は、地元商工業者にとっても大きなチャンスであると考えております。常にアンテナを高くしていただき、いち早い情報収集に努めていただきますとともに、積極的な営業活動による売り込みはもとより、将来を見越した設備投資、または新分野への参入なども頑張つていただきたいと思いますし、そういった取り組みには、市といたしましても積極的に情報提供や支援のほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、商店街及び個店の活性化についてお答えいたします。

6月20日

昨年は、東日本大震災の影響や九州新幹線の全線開通など、昭和の町にとっては非常に厳しい状況でございましたけども、誕生10周年という記念すべき年でございましたので、商工会議所、まちづくり会社、行政が一体となって多くのイベントを実施し、その結果、前年の33万人を大きく上回り、念願であった40万人のお客様にお越しいただくことができたものでございます。これは、県内の観光動向を見ましても、特例なことであったというふうに思っております。こういった努力の上にある40万人でございますので、実感がないということではなく、商店街や個店の皆さんには、来ていただいているお客様を逃がさないように、しっかりとそれぞれの役割分担の中で、もうけていただくために、個店独自の自助努力も必要であるというふうに考えております。

今年度は、商店街連合会の動きの中で、魅力ある店づくりのための自主的に個店経営研修に取り組んでいただけることや、または、独自に商店街のにぎわいをつくろうということで、県の補助金へ応募を検討している商店街もあるというふうにお聞きいたしておりますし、こういった自主的な取り組みには、市も積極的に応援してまいりたいというふうに考えております。

また、市が行う活性化策といたしましては、これまでの商店街向けの支援でございますとか、町なかでのイベントを継続するとともに、特に今年度は第2期中活計画に沿いまして、昭和の町の新たなステップアップを目指すべく、まちづくり分野で全国的に有名でございますスタジオLの山崎亮さんと一緒に、後継者不足など直面する切実な課題を抱えております中央通り商店街でございますとか、昭和の町の夜の顔でございます宮町商店街において、これまでにないにぎわいづくりのアイデアを、住民の皆さんにもご協力していただく中でつくり上げていきたいというふうにも考えております。

さらには、町なかにおける最後の拠点と考えております大銀跡地の活用方法につきましても、商店街の皆さんや関係団体と議論を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 7番、中山田健晴君。

○7番（中山田健晴君） 再質疑を行います。まず定住対策であります。

昨日の議案質疑の答弁におきまして、移住希望者に対して空き家が足りない、今空き家バンクに登録している数が足りないというふうな答弁がありました。

先ほどの説明の中で、7世帯が空き家のほうにも入居されたということでもありますので、ぜひこの空き家をもっとたくさん登録できるように努力していただきたいと、このように思います。

こちらに定住していただくには、宅地の安さとか安価な住宅、これに対する施策が必要ではなからうかと思えます。

私は議員になってすぐ、国交省の補助事業であります優良住宅活用事業というのがありまして視察に参りまして、議会でも1回議論したことがあるんですが、今、自治体によりましては、自治体単独で優良住宅の活用事業、民間を利用したハード整備事業などに取り組んでいるところもございますので、それらについて今後そういった方向で検討がなされるのか、まず見解を求めます。

次に、婚活についてであります。私、昨日のテレビ見まして、ちょっと国東にしてやられたなあ、というふうに残念でなりません。大変反響があるような番組でもありましたので、残念だったなあと思えますが、私が心配するのは、結婚適齢期といえば、20代、30代が中心になると思えますが、そういった中で、我々世話人あるいはお母さん方、世話をする人方と、結婚適齢期の人たちの意識のギャップが相当あるのではなからうか、我々の結婚適齢期のころの考えと今は違うんじゃないかということ、私はある市民の方から、ちょっと、婚活もいいんだけど、1回若者の意識調査してくれ、結婚しない理由、できない理由、とんでもないことを言う者がおりますよと、というような指摘を受けたので、できましたら、まず意識調査として、結婚に対する考え方、結婚をしたいのかしたくないのか、あるいはできないのか、それは何が原因なのかということの調査をぜひ1回していただいて、きちっとした原因をつかんだ上で、そういった婚活の活動方針を決めていかれたら、今後また、これは活気づくのではなからうかなあ、とそのように思いますので、それについての見解を求めたいと思えます。

次に、商店街対策でございますが、これはもう先ほども私述べましたけど、ぜひ、市民、在住の、昔から商売人の方々、大変面食っているのが現状だと思いますので、担当課といたしましても、いろんな

コーディネーターなり評論家の方でも結構でありますんで、何とかいい知恵を商店の方々とともに出していただきたいなあと、これは要望でありますんで、ぜひそうしていただきたいと思います。

それから、児童、生徒の通学路であります。皆さんご承知のように確かに玉津、あの辺は入り込み客も多い、通勤客も多い、また子供たちの送迎車も多いということで、大変混雑しております。できましたら今後、玉津団地からの外周道路、213号線の外周道路というのも計画もあるようですので、そういった部分で何とか交通緩和ができるような施策をとっていただきたいと思いますんで、それについて見解を求めます。できましたら、ガードレールでもできればなあ、と、予算のかかることでもありますが見解を求めます。

次に、庁舎建設についてであります。

先ほど述べましたように、もう40年、50年、これはもう市民の生命、財産を守るその本体であります、その核でありますんで、前回の説明会ですか、約17億ぐらいではなからうかなあ、というような予算も言われておりましたが、合特債も使えますし、恐らく約3分の1の負担で庁舎できますんで、やっぱり市民に利便性のいい、また職員の使い勝手のいい、本当にすばらしい庁舎を建設してもらいたいと思います。私は、予算につきましては若干の、市民のためになる予算であれば、これはもうふえてもしょうがないんじゃないかなあ、と考えておりますが、その辺の見解をお尋ねし、再質問を終わります。

○議長（河野正春君） 企画情報課長、佐藤之則君。

○企画情報課長（佐藤之則君） 中山田議員の再質問の、まず定住における住宅について、お答えいたします。

議員おっしゃいました、市が民間住宅を借り上げてまして、市営住宅として貸し出す事業ということで、国土交通省の借上げ公営住宅制度補助金というのがございます。これは、ちょっと調べてみたんですけども、大分県でのまだ事例はゼロでございます。

公営住宅としての基準を満たす建物という制限がございまして、なかなか難しいところもあるかと思っておりますけれども、今後、調査・研究をしてみたいと思っております。

それからもう1点の、婚活の意識調査の関係でございます。

我々がつかんでおる分につきましては、これは一般的なものになるんですけども、国立社会保障人口

問題研究所の平成22年度の調査があります。異性の交際相手がいない18歳から34歳の未婚者の割合ということで、男性が61パーセント、女性が49パーセントということで、5年前から比べて男性が9.2ポイント、女性が4.8ポイント増加しております。だんだんやっばり、未婚をしていくという割合がふえているというのは顕著にあらわれております。

なぜ結婚しないのかという理由ですが、18歳から24歳までは、まだ若過ぎるとかですね、必要性を感じないとか、仕事や学業に打ち込みたいといった、結婚前の理由が多かったです。それが、25歳から34歳になりますと、適当な相手にめぐり合わないということで、なかなか条件が整わないという理由が表に出てきております。こういった調査を踏まえてはおりますけれども、もちろん豊後高田特有のまた理由があろうかと思っておりますので、今度婚活事業の中で、登録された方、それから誘致企業の方々に調査をしながら、対策を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、庁舎の話を私からさせていただきます。

庁舎、もともともう建てなきゃならん状態でありました。一般財源にしなきゃならん分が、こういうふうにして、合併によって、合併特例債でできるということは、非常にありがたい、その面では。それと同時に、県からも用地を安くいただきました。合併債というのは、一応7割は国が見てくれるという、非常にありがたい制度でありますんで、ぜひたくは、これはいかんと思っておりますけれども、市民の方々、納得を得るような、そういうような庁舎をつくりたいと、そう思っております。

それと要望でありましたけども、私どもも今玉津団地をするということでやっていますけど、そうしますとあそこの交通網をどうするかということが、非常に大きな問題で皆さんと話をする中で掘割を広くするのが一番いいのではないかとそういうような話がでております。そこ辺のものの中で、そうすれば、いわゆる通学すべてが片づくんではないか、まあそうゆうようなことで、これからそういうことも検討に入れながら、まあ、都市計画どうするかということもありましようけども、そういうことでやっしていけば、いいんじゃないかというふうに考えてお

6月20日

ります。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 7番、中山田健晴君。

○7番（中山田健晴君） それぞれに前向きに、ぜひ対応していただきたい。

やっぱり子供を守るのも、市民の責任だろうと思いますんで、そういった面ではお願いしたいと思えます。ただ、まちづくりで1点だけ、私、たまたま高校の教科書に豊後高田市が出たんで、それだけ1点だけ説明してみたいと思えます。

消費動向と地域の変化の抜粋であります、「時代の変化に取り残された商店街が寂れてしまったケースは少なくない。その中で地域の中心的な存在であった百貨店が閉店したことに伴い、商店街全体が衰退してしまっところもあります。地方都市の多くは、このままでは個性も魅力もなくなってしまうと懸念する声も出ている中で、大分県豊後高田市のように歴史のある古い商店の町並みを生かすことで、人を集め商店街に活気を生み出しているところがあります。」ということで、これ高校の教科書なんですけど、そこまで昭和の町も皆さんに認められていること、十分に担当課も理解されまして、ぜひこれを少しでも活性化の力にするべきではなかろうかと思えますんで、ぜひそのような取り扱いをお願いして、質問を終わります。

○議長（河野正春君） 一般質問を続けます。

1番、土谷信也君。

○1番（土谷信也君） 1番、土谷信也でございます。通告に基づき一般質問を行います。

まず初めは、来年8月の地元開催のインターハイの件であります。

全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイが、平成25年7月28日から8月20日まで、大分、福岡、佐賀、長崎の4県で開催されます。

大分県では、総合開会式とカヌーを初め、8競技9種目が行われます。そのカヌー競技が地元豊後高田で8月1日より4日まで開催されます。市民の皆さんには、インターハイというのはなじみが薄いと思いますが、高校野球でいえば甲子園です。この出場権は、それぞれの県で、厳しい戦いを勝ち抜いてつかんだ栄光であります。

この大会は平成23年度から、全国を9ブロックに分け、これまでの各都道府県の単独開催から、ブロックごとの輪番による広域開催となりました。実に大分県での開催は、昭和40年以来48年ぶりの

開催であります。

この大会は、教育活動の一環として、高等学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的としています。

今大会の愛称は「2013未来をつなぐ北部九州総体」です。スローガンが「吹きわたれ若人の風北部九州へ」これは、開催地の中・高校生の応募の中から選ぶものでありますが、平成5年栃木県大会の「輝いて見せて下さい青春の汗」や平成15年長崎県大会の「長崎が君の鼓動で熱くなる」など毎年感動させられる言葉ばかりです。

高校生選手、応援の保護者の方々においても、生涯思い出に残る大会となります。

そこで、質問であります、本市におきましては、平成20年の大分国体で大会その他の運営を行っていますが、よりスムーズな競技運営、そして前に申しましたように、高校生選手たちの思い出に残る大会にするための選手の歓迎等については、どのような組織で、どのようなことを重点に取り組んでいくのか、お聞かせください。

また、国体と比べて大きく変わる点や、どのくらいの規模の大会になるのか、この豊後高田市に、どのくらいの方々が来られるのか、あわせてお尋ねをします。

次に、豊後高田市の国際化の推進についてですが、市長に本年4月1日に行われました行政組織編成の中で、地域・文化推進室を設置されたことについて、お尋ねします。

過疎化、少子高齢化している中で、人口3万人を目指している本市では、特に周辺部に対する支援や、グローバル社会に向けての市民の国際感覚を養っていくことは、重要なことと思っておりますので、今回新たに地域・文化推進室を設置されましたことは、まさに時期を得た組織編成だったと思っております。

そこで、地域・文化推進室を設置された目的と、今後どのようなものを重点的に取り組んでいくつもりなのか、その方針についてお尋ねします。

次に、地域・文化推進室長に豊後高田市の国際化について、お尋ねします。

最近、豊後高田市内でも多くの外国人を見かけます。その大半はアジア系の方々ようです。外国人の定住化が進む現代、外国籍市民を一時滞在者と見るのではなく、生活者、地域住民として認識する視

点が求められていると思います。これからは、市民一人一人が国際社会の一員であるという意識を持ち、異なった生活習慣や文化を理解し、互いを尊重しながら、ともに生きていく社会づくりをしていかなければならないのではないのでしょうか。

そこで、質問ですが、1点目は、現在豊後高田市に住んでいる外国人は、何人いますか。そしてその国別がわかれば、教えてください。

2点目は、現在、小・中学校ではALT外国語指導助手を配置したり、学校内での国際交流はあるようですが、今までに市が行った市民レベルでの国際交流事業、または外国人に対する説明会や支援事業があったのであれば教えてください。

3点目は、補正予算の中に、国際化推進事業として「食」をテーマとした交流会の開催」とありますが、事業内容の説明をお願いします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私から、議員ご質問の地域・文化推進室の設置目的と取り組みの方針についてのご質問にお答えいたします。

現在、そしてまた将来において非常に必要であります。今までなかなか手がつけられずにいた芸術文化と周辺部対策、これを重点的に取り組む部署として地域・文化推進室を設置いたしました。

まず、芸術文化についてでございますけれども、本市は中世においては、京都、奈良に次ぐ仏教文化の栄えた地域でありました。また、江戸から昭和30年代までは、商業都市としての文化が栄えたまちでございました。残念ながら最近薄れていくこの伝統文化をよみがえらせてそして活かし、市民の心豊かな生活のために目指す文化振興と、そして文化財や文化を中心にした地域おこしをすることによって、この地域の振興を目指すものであります。そのためには、本年度は富貴寺の史跡指定や国東半島芸術祭等に取り組みをしまして、本市の新しい地域資源を創出していくことにしたいと思っております。

また、現在の地域社会は、議員ご指摘のように、急速に国際化が進んでおりまして、本市にも多様な外国人の方々が暮らしております。その人数も近年増加傾向にございます。そして、今後は、海外からの観光客の誘致とか、それからまたこれからの子供たちの海外への挑戦と、そういうことになっていき、非常に重要になってくると思います。こうした中で、市民が異国文化に対する理解を深めなければなりま

せんし、今後は、大学とも連携を図りながら、外国人市民の皆さんが不安なく生活していただくための支援や、市民レベルでの国際交流を進めまして、そして、多文化共生の地域づくりを行います。このような文化や国際化に対応するための室であります。

次に、周辺地域対策でございます。

年々過疎化や高齢化が進む本市では、高齢化率が50パーセントを超える、いわゆる小規模集落が増加をしております。このままでは、周辺部には人が住まなくなります。このような状況にならないためにも、小規模集落に住んでおられる方への支援のための小規模集落整備事業や、それからまた小規模集落に来ていただいて住んでもらうという定住対策のための空き家バンク関連事業などを積極的に取り組むための室でもあります。

そういう面で、地域・文化推進室におきましては、これらの取り組みをトータルで実施し、豊後高田市の魅力を広く情報発信してまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、教育長及び担当課長に答弁させますのでよろしく願いいたします。

○議長（河野正春君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） 土谷議員の平成25年度、地元開催インターハイについてのご質問にお答えいたします。

本市で開催されます全国高等学校総合体育大会のカヌー競技につきましては、議員ご指摘のように平成25年7月31日に競技別開会式を高田高等学校で開催いたしまして、8月1日から4日までの4日間にかけて真玉カヌー場にて競技が開催をされます。

まず、大会の規模でございますけれども、平成20年度に開催されましたチャレンジ大分国体大分大会カヌー競技では、各ブロックの代表選手、監督321名の参加でありましたが、高校総体カヌー競技の参加人数は選手、監督およそ650名、大会開催中の延べ参加人数およそ7,000名を見込んでおるところでございます。高校総体につきましては、各県の代表選手の参加でありますので、大会としては国体よりも大きな規模となると考えております。

次に、本市における組織体制と準備の状況についてでございますけれども、大分県高体連専門部から現在教育委員会に教職員を1名派遣してもらうとともに、体育スポーツ振興係の職員も1名増員して事務局を編成しておりまして、開催準備を進めており、4つの専門委員会による体制を整えた実行委員会に

6月20日

よる組織づくりを現在計画しているところでございます。

今月28日には、平成25年度全国高校総体豊後高田市実行委員会の設立総会を開催する予定となっております。

そして、重点的な取り組み内容につきましては、土谷議員ご指摘のように、高校総体は高校生にとって最高峰の大会であります。大会の運営に当たりましても、高校生が主体となって開催準備・大会運営を実施して、高校生にとりまして、感動や連帯感を体感できる大会にしたいと考えております。つきましては、歓迎等の取り組みにつきましても高校生が前面に立って、心からのおもてなしができるよう環境を整えてまいりたいと考えております。

そして、全国から訪れる多くの大会参加者の皆様方に本市の魅力を発信し、実感していただいて、大会終了後も本市に訪れていただけるような大会にしたいと考えておるところでありますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

**○議長（河野正春君）** 地域・文化推進室長、藤重深雪君。

**○企画情報課地域・文化推進室長（藤重深雪君）** 土谷議員ご質問の本市の国際化の推進についてお答えいたします。

人口3万人を目指しております本市といたしましては、外国人の皆さんが、一時滞在者としてではなく、豊後高田市に理解と愛着を持った一市民として永く本市に滞在していただくことは、重要なことと考えております。そのためにも、外国人市民の皆様には不安なく生活していただくための支援や、未来のグローバル社会を支える子供たちや市民の皆様が豊かな国際感覚を養う取り組みをこれまで以上に行っていくことといたしております。

1点目のご質問であります豊後高田市に住んでいらっしゃる外国人の人数についてでございます。

5月末現在の外国人市民は、271名でございます。市全体の人口が2,470人でございますので、外国人市民の割合は1.1パーセントとなっております。大半の方々アジアの出身者で、国籍別につきましては、中国籍183人、韓国籍33人、フィリピン籍23人など12の国の方々に住んでいただいている状況でございます。

2点目の市民レベルでの国際交流、または外国人に対する説明会や支援についてでございます。

議員ご案内のとおり、これまでも市内小中学校に英語発音や国際理解教育の向上を目的といたしまして、ALT外国語指導助手を配置したり、立命館アジア太平洋大学に遠足に出向いたり、学校単位での国際交流を行っております。また、グリーンツーリズム協議会によりまして、外国人の受け入れも行っているところでございます。

市の支援といたしましては、住民基本台帳制度が改正されまして、ことし7月9日から外国人も現行の住民基本台帳法の適用対象に加えられることとなりますので、仮住民票と一緒に制度の改正についての周知文書を母国語などでお送りさせていただいております。

このほか、お祭りなどのイベントにご参加いただくなどの交流の場はございましたが、外国人市民の方に対する説明会や支援事業につきましては、残念ながら実施できておりません。

3点目の本年度の市民国際化推進事業の具体的な内容についてでございます。

地方に位置しております本市では、外国人や外国文化と接点を持つ機会が限られておりますので、関係団体とも連携を図りながら意識的な国際交流を積極的につくっていきたく思っております。しかしながら、日常生活で外国文化になじみがないことや、言葉に対する不安などから参加していただきにくいことも予想されます。

そこで本年度は、市民の皆さんに興味を持っていただきやすい「食」をテーマといたしまして、事業実施してまいりたいと考えております。具体的には世界の料理教室の実施に合わせ、交流会を開催し、外国文化への関心を深める取り組みを行います。

また、外国人市民の方々に対しましては、生活に最も密着しておりますごみの分別方法や災害時の対応の説明会を実施しまして、豊後高田市民として、安心・安全な生活を送れるよう支援するとともに、地域社会を構成する一員としての理解と協力を促してまいります。その説明会の資料といたしまして、今年度は中国語でのガイドブックを作成したいと考えております。

これらのほか、関係団体のご協力をいただきまして、国際化社会を担う子供たちに豊後高田の民話を英訳で読み聞かせを行ったり、iPadを活用した外国人との交流を行い、国際感覚を養う取り組みをあわせて行うことといたしております。

これまで以上に、市民レベルの国際化を推進する

ための予算を本定例会に提案いたしておりますので、議員の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

先ほどの答弁の中で、市全体の人口を2,470人と申し上げましたが、正確には2万4,070人ですので、訂正いたします。

○議長（河野正春君） 1番、土谷信也君。

○1番（土谷信也君） インターハイについては、要望ということになりますようお願いいたします。

やっと実行委員会が立ち上がったばかりで、具体的なことはこれからだと思いますが、1年前だからこそ強く要望いたします。

大会が無事に終了した後、もう一度インターハイのあった豊後高田に行きたいなという強い印象を与えていただきたいと思います。せっかくのこの機会に大会に来られる多くの全国の方たちに、豊後高田市の宣伝を積極的に考えて取り組んでいただきたいと思います。そして、多くの関係者にご支援、ご協力をいただき、開催準備及び、大会運営に万全を期していただきますよう、よろしくようお願いいたします。

また、平成20年の大分国体を契機に、カヌーの競技力向上と普及のため、小中学生を対象としたカヌー教室をNPO法人TMKチャレンジクラブが開催しており、5月にスロバキアで開催されたカヌー・スプリントジュニア国際レガッタに出場した高田高校の生徒も、この教室に参加していたと聞いております。大分国体後、本市ではカヌー競技の競技力向上と普及を図ることができていると思います。

来年のインターハイでは、高田高校カヌー部の選手の多くがこの大会に出場することができ、そして地元高田高校の大会総合優勝ができますように、市民皆さん方の温かいご支援、ご協力と力強い応援をよろしくお願ひし、インターハイが成功しますように強く要望いたします。

次に、国際推進化についての再質問であります。

これからはグローバル化社会に適応し、海外から見ても訪れてみたい、住んでみたいと思われるような市をつくっていかねばならないのではないのでしょうか。

今後は、国際化を進めるために、市単独ではなく、市民団体にも協力を呼びかけ、その事業支援も必要ではなかろうかと思ひます。先ほど、説明会はまだ行ってないということでしたが、災害、それからごみ出し等の説明会はまた早急にさせていただきたいと思ひております。

また、APUアジア太平洋大学や別府大学など、県内の大学とも連携を図るべきではないでしょうか。

考えをお聞かせください。

以上、終わります。

○議長（河野正春君） 地域・文化推進室長、藤重深雪君。

○企画情報課地域・文化推進室長（藤重深雪君） 土谷議員の再質問にお答えいたします。

現在、さまざまな分野におきまして、急速に国際化が進んでおりますので、市民が異文化に対して正しい理解を深めることや、外国人に対する尊重と友好の気持ちを養い、世界に開かれた魅力ある地域づくりを行わねばならないと思ひております。

市民の国際化は、行政のみでなし得るものではありませんので、市民関係団体のご協力をいただきながら事業実施していきたいと思ひております。

また、立命館アジア太平洋大学とは、平成22年に友好協定を締結いたしておりますので、先ほどご答弁申し上げました生活情報を伝達するためのガイドブックの中国語の翻訳や、世界の料理教室の講師などを立命館アジア太平洋大学の留学生にお願いをしまして、大学との連携も図っていききたいと思ひております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 1番、土谷信也君。

○1番（土谷信也君） 国際化推進については、最後に、要望といたしますか、提案をさせていただきますが、本市は島原市と兄弟都市の協定を結んでおりますが、国際化が進んでいるほかの自治体を見ますと、多くの自治体が外国との姉妹都市協定を結んでいるようであります。今後は、市民の国際化推進事業に合わせて外国との姉妹都市協定も将来的には必要ではないかと思ひますので、今後の検討課題としてまた考えていただきますことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（河野正春君） 一般質問を続けます。

15番、川原直記君。

○15番（川原直記君） はい。15番の新友会の川原直記でございます。

通告のとおり質問をしていきたいと思ひます。

昨年3月11日、東北大震災がありまして、原子力発電所の大事故がございました。それ以後、日本じゅうの原発が全基停止ということでございます。

日本のエネルギーを、将来どのような観点で推し

6月20日

進めるのか大変難しく厳しい選択を求められます。

昨年とことしは、節電をしても難局を乗り越えたいと考えられています。根本的には、節電をすればその見返りがあるので自分たちのためにも大いにその対策は有効だと考えています。

2010年に比べ10パーセントの節電をしてもらいたいということで、マスコミ等によれば自治体が前面的に出ていますし、電力会社が主体なのか、自治体が主体なのか、余り市民にはわかりにくいかと思っております。また、先日ケーブルテレビでもそういう節電方法をそういったケーブルで流していましたので、主体は自治体なのか、電力会社なのか、それからまた本市としての対応はどのようなことを考えているのか。

3番目に、太陽光発電、この当初予算の中でも、今月の予算の中でも追加するようになっていましたが、この7月より1キロ42円で買い取ることになっていますが、本当にこの方法は有効で、皆さんにお勧めできるものなのかどうか。太陽光発電の今考えられる長所・短所を答弁いただきたいと思っております。

また、4番目として、将来は防犯灯もLEDに変換しなければならないと思っておりますが、政府は、今月6月13日に照明機器のメーカーや販売業者に、これまで一般家庭で主力であった白熱電球の製造販売の自粛を要請したということが、新聞報道でされておりました。そんな中、消費電力の少ないLEDを今後防犯灯等に活用できるか、また市がその補助等をできるかどうかもお尋ねしたいと思っております。

次に、瓦れき対策でございます。

瓦れき処理ということで、全国的にも大変な問題になっています。大分県内でも、津久見市で民間企業にそれをしてもらおうということを市長が言いましたが、住民の意見で、棚上げ状態になっています。そこで、本市としても市民に対して本市はどのような状況なのかを正式に聞いてみたいと思っております。また、その答えによっては、国や県の要請についても返答が変わってくると思っておりますので、またそのような要請があったかどうかもお尋ねしたいと思っております。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 私のほうからは、節電対策についてのご質問にお答えいたします。

新聞やテレビ等でもご案内のとおり、原子力発

電所の運転停止が継続する中で、この夏は昨年よりも電力の供給力が不足して、電力供給は極めて厳しい状況になるということは予想されます。本市におきましても、九州電力より7月2日から9月7日までの平日午前9時から午後8時までの時間帯において10パーセント以上の節電の協力要請を受けたところであります。そういう面では市が実施するものであります。

まず、事業所としての市庁舎の取り組みについてでございますが、従来から取り組んでおります、就業前や昼休みに照明を消す節電タイムの推進、電気ポットの利用の廃止や、執務室・トイレ等未使用時における消灯、パソコンのスタンバイモードの活用など再度徹底して行います。さらに、不要な電灯がないかを再点検し、無駄な箇所があれば消灯を行います。

使用している蛍光灯についてでございますけれども、3本あるものは2本に間引きをし、照度が落ちないように、「シルバースクリーン」というものがあるそうでありますけれども、それを設置するなどして庁舎内の照明施設再点検運動を推進いたします。

また、最も電気使用率が高くなる午後1時から午後5時の間のエアコンの使用を避けるために、7月と8月の課長会議等は午前8時から開催するなど、会議室を利用する会議については、できるだけ午前中の開催を推進したいと、そう考えております。さらに、夜間の節電の取り組みといたしましては、7月と8月は19時以降は残業しない、ノー残業デー運動を推進し、やむを得ず19時以降に残業する場合は、LED電気スタンドの使用や、職員の家庭で未使用の電気スタンドを持ち寄りながら活用するなど、執務室の照明を必要最小限にして、節電しても目に優しい職場環境推進運動を行いながら昨年以上の可能な限りの節電に取り組みます。

次に、一般家庭の節電取り組みといたしましては、昨年度より実施をしております生活の中の身近なエコ活動に取り組むエンジョイ・エコクラブ事業を推進するとともに、この夏新たな節電対策に取り組みます。

1つ目としては、告知放送を活用いたしまして電気使用率が97パーセントを超え、電気の需要供給が大変厳しい見通しになった場合は、いや、それからまた、気温が35℃以上と予想される時間帯においては、九電のお知らせにより節電へのお知らせを放送いたします。

2つ目としましては、グリーンカーテン運動を推進します。省エネ節電効果のあるグリーンカーテンに取り組んでいただくよう、たくさんの方に呼びかけるとともに希望者には無料でアサガオの種等を配布いたします。

3つ目は、テレビでございますけれども、従来見ていた時間から1日1時間以上テレビの電源をオフにさせていただく、テレビの電源オフタイムを推進いたします。

こうした取り組みが、全市民挙げての節電への取り組みとなりますように、皆様のご協力をお願いいたします。

また、児童生徒へは、家庭内での1日1時間以上の節電の取り組みとして、テレビを見ない、テレビゲームをしないで小学生の低学年は30分以上、中高学年は1時間以上、中学生は2時間以上の家庭内学習に取り組むよう推進をいたします。

さらに、節電への啓発として、市内すべての小中学校、幼稚園において子供たちが家庭でも意識を持って節電に取り組めるよう、節電の必要性を学ぶエコ学習を実施いたします。市民の皆さんにおかれましては、昨年より節電への取り組みにご協力いただいているところでございますけれども、さらなる節電への取り組みにつきまして、ご理解とご協力をお願いいたします次第でございます。

その他のご質問につきましては、担当課長に答弁させますのでよろしく申し上げます。

○議長（河野正春君） 企画情報課長、佐藤之則君。

○企画情報課長（佐藤之則君） 川原議員の節電対策における太陽光発電の長所・短所についてお答えいたします。

太陽光発電の最大の長所は、エネルギー源が無限で自然環境に優しいクリーンなエネルギーである点でございます。また、太陽光発電を設置することにより節電の意識が高まる効果もあるといわれております。

短所につきましては、日差しがある昼間しか発電できず、また、季節・時刻・天候に左右され、安定的な電力供給ができない点でございます。

現在、太陽光発電に関する具体的な市の取り組みといたしましては、先ほどご案内いただきましたけれども、今年度より住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助制度を実施しております。4月20日からの申請の受け付けを開始して約1ヶ月で、当初予算枠の32件の申請を受けておりまして、予想

以上に反響が大きくて、市民の関心の高さがうかがえるところでございます。そのため、この件につきましては、本議会で当初予算と同額の補正予算を提出させていただいているところでございます。

また、1,000キロワット以上の出力の大規模な太陽光発電でございます、メガソーラーにつきましては、ことし7月から始まる電力の固定価格買い取り制度、原子力発電の代替エネルギー源の一つとして、非常に注目を集めているところでございます。しかしながら、大規模な太陽光発電につきましては、ほかの発電方式に比べて面積当たりの発電効率が低く、初期投資に多額の費用がかかるといわれております。

本市では、以前から風力発電や小規模水力発電などの調査、研究をまいりましたけれども、太陽光発電も含めまして今後の動向を注視しながら対応を研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 市民課長、山田真一君。

○市民課長（山田真一君） 自治会の防犯灯のLED化についてお答えをいたします。

本市では、夜間における事故や犯罪等を未然に防止するため、自治会が電柱等に設置、管理する100ワット以下の街路灯を防犯灯と位置づけております。

今回ご指摘のLED型防犯灯は、蛍光灯タイプに比べてエネルギー効果と耐久性にすぐれ、CO<sub>2</sub>の削減や維持管理費の節減効果が期待されています。

防犯灯の電気料金設定は、1灯当たりの定額制により算定されており、家庭や事業所等の使用量に比例する従量制料金とは異なり、定額料金となっております。また、防犯灯は、夜間の余剰電気を使用するため、昼間の電力不足の解消に影響することはありませんが、LED化は消費電力の削減及び節減効果に有効と考えられ、長期的には交換費用が削減されると思われれます。

本市の防犯灯の設置箇所数は、昨年度末現在2,215カ所でございます。既存の蛍光灯タイプの電灯取りかえ費用が1基当たり2,000円程度なのに比べ、LED型防犯灯設置費用は1基当たり2万円程度と、かなり割高でございます。よって、新たに導入する場合、多額の経費がかかりますので、各自治会において十分な検討が必要かと思われれます。

今後、著しい技術の進歩による性能の改善など、LED型防犯灯を取り巻く環境が大きく変化するも

6月20日

のと思われますので、価格等の動向を注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 環境課長、都甲賢治君。

○環境課長（都甲賢治君） 瓦れき対策についてお答えします。

現在の被災地における大きな課題になっておりますのは、災害廃棄物の処理であり、国・県からは、被災地以外の全国の自治体に対し、災害廃棄物の広域処理の協力要請が来ているところでございます。

大分県では、被災地の災害廃棄物について放射性濃度などの測定をし、十分に安全を確認した上、放射性セシウム濃度が100ベクレル以下の受け入れ基準を示し、住民説明会等を行っているところでございます。

本市のごみ清掃工場は、昭和52年に建設され老朽化しており、焼却設備については毎年計画的に補修をして延命に努めているところでございます。

また、処理能力についても、1日最大35トンに対して平均35トンを処理している状況で、余力についても余りない状態でございます。

さらに、焼却灰等の最終処分については、民間の最終処分場に委託して他市で処分しているところであり、委託先が受け入れを拒否している状況であります。

以上のことから、本市における現在の状況では、被災地からの災害廃棄物、いわゆる瓦れきの受け入れはできない状況であります。

失礼しました。

1日最大35トン処理できる能力に対し30トン処理しているということが正解でございます。「35トン」と申しておりました。大変失礼しました。

○議長（河野正春君） 15番、川原直記君。

○15番（川原直記君） はい。今お答えをいただきまして、太陽光発電の設置費用と申しますか、コスト的には下がりぎみと聞いていますが、それは実際そうなんですか。それと、また42円という買い取り価格について、とりあえず20年というようなお話ですが、これもまた設置コストが下がれば下がっていくのかどうかもお聞きしたいと思っております。

それから、自治会の防犯灯のLED化ですけど、これ、まあ、今2,215カ所ということでお聞きしましたが、これも将来、今言った、政府が白熱球を

販売自粛をしてくれということですので、将来的にはLED化になるのではないかと考えております。その辺、もう少し具体的に、各自治会に対しての補助等が何か考えがありましたらよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、2番目の瓦れき処理の対策ですが、本市としては受け入れられないということで、今答弁ございました。現実として、放射能が蔓延するからやっぱりうちに受け入れないでくれということも実際にあるかと思えます。その辺、環境課が今把握している状況を、もしわかればお聞きしたいと思っております。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（河野正春君） 企画情報課長、佐藤之則君。

○企画情報課長（佐藤之則君） 太陽光発電の再質問についてお答えいたします。

大変申し訳ございませんけれども、一般的な話にしかお答えができません。

家庭用の設置コストの問題ですね。以前に比べては下がっているというふうにお聞きしておりますけれども、私どものほうで調査をしているわけではございませんので、価格が今どのくらいになっているというのははっきりは明確にはわかりません。ただ、今申請に来られている方などの話を聞きますと、割と下がりぎみになってきているということは聞いております。

それから、それで、その設置コストに対して、あと見合うかどうかという問題ですけれども、これはもともとが、節電の観点から出されたこの42円という、今は割と高目の設定になっているというふうには、買い取り価格は聞いておりますけれども、太陽光発電そのものは、先ほどもちょっとご答弁させていただきましたけど、日照などによりまして安定した発電をしていくっていう形にはならないものですから、この辺が明確に必ず元を取りますというような話はできないと思いますし、どちらかといったら、今つけていただいている方もそうですけど、節電の観点、それから家庭のそういった取り組みに賛同していただいているっていう意識のほうが強いじゃないかなっていうふうに思っております。

大変、一般的な話で申し訳ございませんけれども、以上でございます。

○議長（河野正春君） 環境課長、都甲賢治君。

○環境課長（都甲賢治君） 川原議員のほうから、瓦れきの受け入れでの放射能の影響ということで、

環境課の考えということでしたけれども、率直に申しまして市としては受け入れはしない方向で今考えておりますので、考えはございません。

ただ、県のほうは、そういう安全性を確認した上での受け入れということで、説明会はしております。

市は、今のところそういう考えはないということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（河野正春君） 市民課長、山田真一君。

○市民課長（山田真一君） 川原議員の自治会の防犯灯のLED化について、再質問にお答えをいたします。

電灯のLED化は、電力の効率的な使用が望まれる今時代において、緊急の課題でございます。

現時点では、まだ通常の蛍光灯の価格より割高なため、家庭用のLED化がなかなか進まない状況でございます。市では、現在建設中の新図書館や、街路灯などに消費電力の削減や節減効果のあるLED型電灯の導入を図っております。

今後は、防犯灯のLED化についても価格の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

○議長（河野正春君） 15番、川原直記君。

○15番（川原直記君） はい。ただいま、市民課長のほうよりLED化を注視していきたいというようなことでございます。

しかしながら、先般、冒頭に申しましたように、政府の自粛要請でメーカーも販売会社もそういう、今までの既存の蛍光灯等はずくらないということで、いずれ考えなければいけないことだと思っております。

全体的なことを申しますが、去年のその事故以来、化石燃料がプラス3兆円ということになってるそうでございます。いずれにしても、電気代で上げるか、国民のそういった稼いだお金が、3兆円、その化石燃料でなくなるとということは確かだと思っております。それが、どちらがよいかという判断はなかなか難しい問題と思っておりますが、そういうことも含めながら、皆さんと一緒に考えなければいけない問題だと思っておりますし、瓦れき対策につきましても、本来はやはり受け入れの市が反対住民がいるということは、何かそこに問題があるのではないかと思っております。たまたま本市では、受け入れないということで、そこまで考えてないということですが、よそとはいえ、津久見でそういった事例があるということで、お互いに考えなければいけないことでは

ないかなと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（河野正春君） しばらく休憩します。2時43分に再開いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時43分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

20番、大石忠昭君。

（「議長、議長。議事進行いいですか。」と呼ぶ者あり）

（○12番（駕海政幸君） 議長の許可を得ました。私は一言、議長にお願いをしたいと、ということ昨日の議案質疑の状況、今までの議会の経過を見ますと、特に今から質問する大石議員は30分ぐらいあるんです。ところが時間は1時間しかない。だからその間に当然、課長が一生懸命に答弁をしているけど聞いたことがないからしゃんとやりなさい。というような苦言を言われてきた経過があるわけなんで、私は昨日から今日の一般課長の答弁を聞いてみると非常に市長のいわゆる人事に対する取り組みは、非常に適切な人事異動がなされている。第1回目の平成24年度の議会に対して、非常に新しい課長は勉強しておる。それは、市長が評価しただけあって非常に苦勞もし、努力もしてきた経過があるだろうと思うんです。だから議長、この議場の中では一般市民の方の傍聴者もいるし、いわゆるスムーズに言われたことは、端的に答弁していただきたい。百聞は一見に如かずという言葉もあるし、大石君も気をつけた発言をし、お互いが、皆さんが聞きやすいような質問答弁をするよう、議長、あなたから注意をするべきだろうと、あなたも議長になって初めての議会、議長ですから、ちゃんとやりなさいよ。（笑声）それだけ要望しておきます。）

○議長（河野正春君） ご意見を真摯に受けとめて議会運営に努めたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

一般質問を続けます。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） はい、日本共産党の大石であります。

私は市民の命を守る、市民の暮らしや福祉を守る立場から、そして税金は市民のために無駄遣いはさ

6月20日

せないと有効に活用させる立場から、幾つかの点について質問をいたします。今篤海議員から大石もわかりやすい質問をしると、はっぱをかけられましたので、なるべく自分の言葉で質問をしたいと思いますので（「その通り」と呼ぶ者あり）質問の趣旨をよく理解していただいて大石に対する答弁というよりは、豊後高田市民に対する答弁ということで、本当にわかりやすい簡潔、短くて中身のある答弁を求めたいと思います。きょうの議論を聞いていまして答弁が長すぎる部分が何回もありました。議長に私から要請しますが、もし市長などが質問された以外のことを長々答弁する場合はストップをかけて、簡潔にまとめさせてください。要望とします。

それでは最初が高齢者対策であります。きょうはお年寄りの肺炎の問題、介護保険の問題に限定して質問いたしますが、実は去年の11月に田染の八十何歳の高齢者から電話をいただきました。山香病院で聞いた話なんじゃけど、お年寄りには肺炎にかかって亡くなる人が多いとこえ。このワクチンの注射をしたらなんでも5年間は肺炎にかからないで長生きすると言われて、と。杵築では一回予防接種するのに本人は3,000円払ったらあとは全部市が払ってくれるんや。こんな制度、高田もしてもらったらどうかと、議会で取り上げて。と言われました。私は早速県下を調べてみましたら、竹田、豊後大野、由布市、それともちろん杵築市ですね。などが実施していることがわかりました。これは、いいことは高田でもやらせようっていうことで去年の12月議会でこの問題を取り上げました。課長も市長も前向きな答弁していただいて、定住対策やるといふのなら、お年寄りを大事にしようやと、それで予防接種には力を入れるということになり3月の議会に予算が提案されて、この豊後高田でも県下で5番目に、この補助制度が実施されることになりました。その点については私も評価をいたします。当然です。問題はこの対象が75歳以上の高齢者なんです。だから高齢者にこの制度、なんで補助金出して皆さんにワクチンを接種してもらおうとしているのか、この目的を理解してもらって、やはり一人でも多くの方がワクチンの接種をして、長生きをしてもらいたいと思うんですよ。よって相手が高齢者だけにこうゆう効力があるんですよと、そして実際にこうすれば市内の病院だけでなく、市外の病院でも受けられるんですよと、いうようにわかりやすく高齢者に周知徹底をすることがこの事業効果を上げることだと思いま

すので、その辺市長の考え方を述べていただきたいと思います。

次は介護保険についてなんです。3年ごとに介護保険料金が改定されますが、今回、今年の4月からの改定、史上最大、大幅値上げになりました。この6月から順次、各家庭に介護保険料改定分の令書が届いておりまして、なにや高くなるって聞いてたけん、こげん上がったんかと、不満の声が広がっているのはご承知のとおりであります。私は介護保険制度が始まった12年前、その前から年金の少ないお年寄りについては、この負担が重すぎると、何とかその条例とは別に市独自で、そういう介護保険料の負担が困難な年金の少ない方々については、特別に減免制度をつくったらどうかと、提起をしてまいりました。何回も議会で取り上げましたけど、市長はとうとう取り上げてくれませんでしたけども、今回初めて12年ぶりにして高田ではこの減免制度を実施することになりました。これについても評価をいたします。問題はですね、この制度は申請制度なんです。文書で書類を必要なものをつけて申請しない限り、いくら年金が低くてももらえません。対象者については年間15,720円。今、令書が届いていますけど、自分が令書をもっているよりも申請して認可されれば、年間15,720円介護保険料が安くなる制度です。別府では、この通知を出したら3日間で70何人の申請があったようです。高田ではもう5月号に市報に載せていますけれども、まだ何人も申請はないようであります。よってですね、初めての事業であり、対象が65歳以上の高齢者でありますので、どういう方がこの15,720円保険料が下がる対象者なのか、対象者の基準を市民にわからせる。申請したけれども、だめだ、だめだ、だめだと却下されるんだったら何で申請したんか、ばからしい話じゃないかと、市政に対する不信が広がるばかりですから、申請する前にこの対象範囲について、明確に市民に知らせる、そして申請した以上は何とか柔軟体制を持って、ほとんどみんな受理してもらって、15,720円安くするようにしてもらいたいと思いますが、今後どうやって市民にこの制度を徹底し、有効活用してもらおう考え方なのか、市長の見解を求めます。

今、その前の肺炎球菌ワクチン、国との関係は、質問は省略いたしますので。

それから次は、道路の問題についてであります。私はかねてから市内には消防車や救急車の通行が非

常に不便な狭い道路がたくさんあると、何とか年次計画をつくって、早く住民の要望にこたえて改良しようではないかと、要求し議論してまいりました。しかし、なかなかはかどりません。宇佐から国見に向けての高規格道路、莫大な経費をかける大型道路をつくってもらいたいということで、市長を先頭に期成会をつくって運動しておりますけれども、これもなかなか出来不出来だと思いますが、そういうことに力を入れるよりは、市民が本当に困っている生活道路の改良こそ目に見えるような工事実績を上げてもらいたいと思うんですけれども、市長の基本的な考え方を市民の前に示してください。

次は具体的な問題で市道犬田水崎線の改良工事についてであります。これは国道213号線の玄々堂の病院のちょっと向こうから佐々木食品に向けての市道がありますけれども、佐々木食品がラーメンの製品を大型トラックで運び出すために道路が狭いと、何とか広くしてくれという要望があり、これは前の倉田市長時代に、佐々木食品の前から玄々堂のすぐ横のほうに出る8メートル道路を建設しようということで、ほとんど九十何パーセントか完成しております。入口のところがほんの一部出来ていないだけなんです。私はこの間、何度も取り上げましたね。早く入口の問題、誠心誠意働きかけて協力してもらって開通をすべきではないかと、でないは無駄使いになるよということで議論しましたけれども、とうとうそのまま、と、私たち議員が知らない間に今度は全然違う方向に新たな土地を購入して、ここに8メートル道路をつくる。一筆調査で筆界未定になっている。国の土地があるから、民地との関係では境界確認ができないということで、そういう土地を購入して、しかもぐるぐる回った道をまたつくるといふんですけれども、そういう道路が今必要なのかと、これだけ市が財政的に困難というならば、やはり税金は有効活用してくれというのが市民の声であります。よって私は3点質問しますので、明確に答弁してください。

一つは私も道路建設そのものに反対するわけではありません。今も言うように、必要な道路は年次計画でどんどんやってもらいたいと思うんです。ところがこの道路は、もし大型トラックが通行しなくなれば、今の現在の道路で十分でしょ。今の道路で約5メートルありますね。ところが年間、大型トラックが相当量通っておりますから、幅広い道路が必要だったと思うんです。しかし最近ではラーメ

ンの製造をやっていないと、将来的にもやらないと、大型トラック1台もない。あるいは何々運送会社の車も一切通らなくなった。もう大型トラックは通らないと、今までと全然違う状況、新しい状況が生まれたでしょ。なのに莫大な経費をかけて、そんな無理な土地の買えないところまで買って道路をつくらなければならないのか、見直しをすべきではないか。

二つ目。どうしても道路が必要という、大型道路が必要ということになれば、今九十何パーセントできている。あとわずかやれば貫通できるんですよ。ここにこそ市長も副市長も教育長も挙げて私ども議長以下、議員も挙げて知恵を出し合ひましょう。なんで今、この道が出来ないのか、分析をして頭を下げて地権者の協力を求める。そしたらできるんじゃないんですか。聞いたら市長も副市長も一緒になって地権者に会ったこともないようでありますけれどもね。そんなことでできないからといってまた莫大な経費を使うなんてとんでもないことですよ。市長そう思いませんか。だから私は最後の最後まであらゆる努力をしてもらいたいと思いますが、市長の見解。

今、3点目ですね。なんで路線変更しなきゃならなかったのか、その点、市民にわかる短い言葉で明らかにしてください。

次は城台団地の問題です。これも私の生まれたところ、向鍛冶屋それから坂ノ上にかけて5町5反歩、用地買収を倉田市長時代にやりました。これは中核工業団地をつくってあれだけ労働者が集まると、この労働者が若い人が住んでもらうということで、受け皿として団地をつくる計画を打ち出しました。しかし永松市長になって何度も議論してはいたけれども、全然、取り合わない今日を迎えましたけれども、ようやくことし、もとい去年の3月議会に3億2,000万の予算を出して若者に活用してもらおうような団地、分譲地をつくらうという方向を打ち出しました。初めてのことです。1年経ちましたけれども実際に今の状況を見たら一般市民は、3億2,000万円も予算組んだというけれど、いつから分譲団地が使えるか、わからない、全然目に見えない。何か色々と開発行為をやる、設計をやるなど、相当な金使っているけど、目に見えないんです。だからこれも言葉は少なくてもいいですから、市長、大体どれくらいの規模の団地、何区画ぐらい市民が活用できるような団地をつくらうとしているのか、それは市民はいつごろから使えるのか、市民がわかるよう

に、それだけでいいですから明らかにしてください。

それから問題はあの団地から213号線に向けての取り付け道はどう考えているのか、その辺も明らかにしてください。

次は時報のサイレンの問題です。これは平成21年の4月からケーブルテレビなどの関係で、なんとか市内統一しようということになって、今までサイレンのところもチャイムに変わりました、時間も6時のところを7時に合わせる。12時、5時となりました。私も宣伝カーで「何事かありましたらお使いください。」と回りますと、1番出てくるのは今度も田染の方から、田染じゅうみんな言っているよ。大石さん、議会でやってくれと言いました。香々地に行っても羽根に堅来に行っても夷に行っても言われました。まだまだ根強いものがあります。私2回ぐらいやりましたけども、もう統一したんだから元に戻らんというけれども、せめて今まで6時にサイレンが鳴っていた所、住民が何て言ってるか、7時に鳴っても仕事に行けると、意味がないじゃないか、と言ってるんですよ。だから、そしてサイレンがいいと言ってるから、今のチャイムはチャイムでいいでしょう。しかしその地域について、いわゆる希望のある地域については7時はチャイム、6時はサイレンということならできるんじゃないですか。あるいは7時もサイレンに変えてもできるでしょう。住民こそが主人公ですよ。上から市長の命令で統一することはないと思いますよ。希望地域のその希望にこたえて見直しをすべきだと思いますが、見解を求めます。

次は被災地の災害瓦れきのことですが、私は今の施設や最終処分場の関係から見たら豊後高田の場合、いくら国が、知事が豊後高田で瓦れきを処理しようと言っても処理できるような状況じゃないんじゃないかと、だから処理すべきでないということの念押しを質問をする予定でしたけれども、当然のことですからね。受け入れをしないということで、これは取り下げます。

最後に通学道路の問題なんです。これは新学期が始まった早々から全国的に登校中の児童に車が突っ込んで、本当に死傷者を出すという痛ましい事故が相次ぎまして、市民の関心は非常に高いです。私も今年の5月の初めでしたか、上町の所の交通安全対策のポールが倒れてしまっていると市の職員も通っているけど誰も気がつかんのかいと情けねえと、何とかしてくれ、と要望を受けまして、市のほうに申

しているけど、あれから1年、1ヶ月たったけどまだできてないですよ。だから私聞きたいのは文部科学大臣は県を通して市町村に通達を出していますね。全国の教訓を学んで警察や学校や道路管理者が一体となって子供の安全を守れ、というふうになっていますよね。高田も総点検をして新たに危険箇所をどれだけつかんだのか、それに対してどのような対策を講じようとしているのか、これは事故が起こった後じゃ遅いんですよ。はっきり市民の前で機敏に対応するような、教育の町はいいことですが、やっぱり子供を守るといえるのは言葉じゃなくて現実に必要な施設をつくるべきですよ。安全施設をつくるべきですが、市民の前にわかりやすい言葉で明らかにしてください。

以上です。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私からは、市道犬田水崎線の改良工事についてお答えいたします。

これは平成4年からのことですから、きっちり私は説明をさせていただきます。この事業につきましてはさきの3月定例会でご答弁申し上げましたように、交渉相手の地権者のご要望を伺う中で、用地費、補償費などご提示し、理解いただく努力を重ねてまいりましたが、本人がご希望する位置への代替地の確保ができません。また補償面での解決もなかなかいい話になりませんでした。その結果でご家族が、家族会議を開いていただきまして、そして討論を検討していただきました。そして最終的な結論としては長年慣れ親しんだ場所であり、今後、用地の提供はできない、との回答があったところであります。私どもとしては、この交渉は先ほど申しましたように、平成4年であります。おっしゃるように倉田市政の時であります。ちょうど平成15年でしたから11年近くたっております。そしてこの交渉相手の地権者にとりましても、この道路はなんら利益を生むことのない計画であります。そういう面では今後もご理解いただけるということはないだろうと、判断いたしまして、平成15年においてこの場所での道路新設を断念したわけでありまして、しかしながら、現在の犬田水崎線におきましては地域の生活道路としての幅員、それから交通量等自動車の離合等にも支障をきたすということで、地元の自治会から自動車の安全な通行確保と、児童生徒の通学時の事故防止を図るために、拡幅工事については強いご要望をいただいております。このようなことからご

要望に対して現道の道路拡幅を行いながら国道213号線までに接続が可能かどうか、慎重に路線の調査検討を実施してまいったところであります。

道路の改良につきましては、区域内の国有地を含む荒廃した土地がすべて筆界未定地でありまして、その利用ができない状況にありました。このために国有財産の地方管理部局であります大分財務部に対しまして、再三にわたって解消の要望をしてまいりましたが、なかなか前向きな回答はいただけませんでした。こういう中で、昨年になって財務事務所から遊休国有地の有効活用、筆界未定地の解消のために積極的に協力するという申し入れがあったわけがあります。その結果を受けまして、地元の関係者にご相談したところ、大変喜んでいただきました。そして協力したい、何とかしてくれ、という話になったわけでありまして。そこで、市といたしましては3万人構想等しておりますけれども、この機会に宅地造成と道路整備により本地区の開発を行うことはどうだろうか、と検討いたしました。今回の新しい計画路線については、地元の方の懸案でありまして、この筆界未定がこれで解消するわけでありまして。そうしますと国道213号線の接続条件に合わせた計画ができるようになった。そういうことの中でこういう路線になったわけでありまして。特にこの地域については、宇佐駅に近く大分方面とか宇佐、中津、北九州、通行圏内にあるということの中、そしてまた道路交通も便利だと、そういった地理的な条件も兼ね備えている。そういう面では中津、宇佐のベッドタウンになったら、そういう話も先般の議会で、お話しさせていただきましたけれども、そういう面で定住対策を進めるには重要な拠点ではないか。そして、またこの皆さんの総意と、またこの機会に荒れ果ててしまった遊休地を活用して、地域全体の活性化が出来る。こういう機会を失すればそこはまた利用ができなくなる。そういうことでもあります。そして、市といたしましてもこのような地域の特性を施策に生かすためにも、今回の筆界未定地の解消と遊休国有地の有効活用によって地域の土地を蘇らせるとともに、また先ほどから申し上げて話が出ておりました、何で用地交渉が終わってないのに道路改良をやったかわかりませんが、そこで道路改良をやっている、その道路改良の中断しているその遊休地も宅地として活用することによって、若者向けの公共集合住宅とか分譲地にすれば、今まで無駄だったものが全部解決できる。これはこの方法は一番い

いと、私は感じている。そういう面では、あの地域の筆界未定地、改良ができなかったところは開発ができ、そして今、道路新設と放置されているところもうまく利用できる。そういうことの中でもあります。昨日の土地開発公社の土地買収のご質問をいただきましたが、公社による先行取得は、補助金や過疎債の運用で有利であるとの考えで、公社理事会において予算措置の議決をいただきました。しかしながら、検討しますと市が直接購入してもあまり変わらないということがわかりましたので、そういうことであれば市で購入するほうがよいという考えに至りました。そしてその旨を理事さんにお話をしてお話をいただいております。そこで、ただ、なかなか難しい地域でありますので、この計画が実現するようになれば、できれば9月の定例会において必要な予算についてお願いしたいと、そう考えているところでございます。ご理解をいただきたい。なお、本計画路線以降の今後の整備計画については、地元のご理解をいただきながら基本的には現道拡幅で検討してまいりたいと考えておるところでございます。その他のご質問につきましては、教育長及び担当課長に答弁させますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(○20番(大石忠昭君) 議長、議事進行。)

○議長(河野正春君) どうぞ。

○20番(大石忠昭君) 今、市長、長く答弁やりましたけれど、私の質問に答えておりません。私は3点質問していますから、それはちゃんと答えてください3点に答えてください。答えてない。今の市長の答弁は3点目の答弁。1点、2点は答えな。

○議長(河野正春君) 市長、永松博文君。

○市長(永松博文君) 路線変更についてお答えいたしますと、私も先ほど申しましたように、平成4年に用地交渉途中で道路をつくりました。そしてつくりかけて用地交渉の途中でまた、玄々堂のほうに少し傾斜していた道路をまっすぐしております。そしてそれがどういうことか、わかりませんし、もうそれを十何年前の話ですから、私は聞こうと思いませんし、現実の問題として3点目のそのこの辺のものでお話ししたわけでございます。以上であります。

(○20番(大石忠昭君) 1点、2点、今3点目だけど、先ほどは3点目の答弁。1点、2点がないじゃないか。1点、2点の答弁がない。3点あった。議長、時計を止めないと、どんどん質問時間無くなってしまうから。いいんかい、そんな

6月20日

ことで)

○議長(河野正春君) 教育長、河野 潔君。  
○教育長(河野 潔君) 大石議員の通学路の安全対策についてお答えいたします。

先ほどご質問がありましたように、4月23日の事故を受けまして、4月27日に文部科学大臣の緊急メッセージということでメッセージが届きました。それを各学校に連絡いたしまして、そして、その指導も行ったところでもあります。そして新たな危険箇所対策につきましては、各学校で総点検をさせまして、現在新たな危険箇所として上がってきている箇所が、4カ所となっております。教育委員会といたしましては、県、あるいは文部科学省の通知を受けまして、現在その結果をもとに協議をしているところでございますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長(河野正春君) ウェルネス推進室長、伊南富士子君。

○子育て・健康推進課ウェルネス推進室長(伊南富士子君) 高齢者対策の肺炎球菌ワクチン接種についてのご質問にお答えします。

本市では肺炎による死亡が平成22年度の死亡原因の2番目と大変高く、その多くが高齢者の方であることから今年度から、先ほど議員のご発言にもありましたが、75歳以上の高齢者を対象に肺炎球菌ワクチン接種にかかる費用を助成することにいたしました。このワクチンは高齢者の肺炎を引き起こす最も高い原因の肺炎球菌に有効で、肺炎予防効果とともに肺炎になっても軽く済むなどの効果も期待できます。75歳以上で特に慢性疾患などお持ちで、免疫力、体力の低下した方には積極的にワクチンを接種していただきたいと考えております。

議員からご質問をいただきました制度に係る対象者の負担軽減や、接種率向上対策、周知についてお答えします。助成額は3,000円で市内の医療機関で接種した場合は、ご本人の負担を少なくするために接種費用から3,000円を差し引いた額を支払っていただくようにしております。あわせて医療機関より個人負担の額に差が生じないように、ただいま医師会と協議し、調整をいただいているところでございます。市外の医療機関で接種した場合は、償還払いになりますが、かかりつけの医療機関で健康状況を確認した上で、安全にワクチンを接種していただくように考えております。この制度によるワ

クチン接種は7月から開始予定となっておりますので、周知としては自治会を通じての回覧、7月の市報への掲載、市内の医療機関へのポスター掲示、またケーブルテレビでお知らせをする準備をしております。また、4月以降に接種を受けている方も遡及して助成対象となりますので、あわせて周知を行い、申請をお勧めしてまいります。接種する方が多く予算の範囲を超えた場合には、補正をして対応していきたいと考えておりまして、高齢者の方の健康を守るためにこの事業を推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長(河野正春君) 保険年金課長、佐藤 清君。  
○保険年金課長(佐藤 清君) 介護保険料の減免制度についてお答えします。

減免を受けられるには、まず申請をしていただく必要がございます。介護保険は、支え合いの制度でございますので、制度の公平性及び公正な運用を保持するためにこのような減免をいたすものです。減免をいたすにも綿密な調査が必要でございます。そのため、調査にもある程度の期間を要するものでございます。このようなことから、まずは申請をいただかないことには収入や財産の状況、とりわけ預貯金の状況などの公正な調査が困難でございます。お手数とは存じますが、窓口まで申請していただきますようお願いいたします。申請書類は窓口でございますほか市のホームページにも掲載にもいたしております。郵送による申請も受け付けいたします。なお、申請書類に不備等がある場合におきましては、窓口までご足労願う時もございますので、あらかじめご了承をお願いします。

次に制度の周知についてでございますが、今年お配りいたしました暮らしのお助け帳及び市報「ぶんごたかだ」5月号にそれぞれ対象者の要件について掲載いたしております。要件といたしましては、生活保護受給者を除いた保険料区分第1段階の方、第2段階の方及び第3段階に該当する方、次に、世帯全員の合計年収が生活保護基準以下の方、次に、市民税課税者と生計を共にしていない方、最後に、資産等を活用しても生活が困窮している方、これらの要件をすべて満たす方が対象となる旨掲載しております。生活保護基準額は年齢、世帯構成、住宅(「そんなこと聞いてない」と呼ぶ者あり)事情などにより異なりますことから、一概に収入や預貯金が幾ら以下なら減免になりますということを申し上げることが出来ませんのでご理解願います。なお、このたび

の減免制度を創設いたしました理由は、市全体の介護サービス提供量の増加により保険料を上げざるを得なかったためでございます。できれば減免しなくてもよいように、3年後には保険料をもっと低く設定したいと考えているところでございます。しかし、その為には現在市を挙げて取り組んでおります、スマートウェルネス構想に基づく健康推進や介護予防に多くの市民の方が参加していただかなければなりません。一人一人が健康を維持するための努力をしていただく必要がございます。市民の皆様におかれましては、どうかご自身の健康に関心を持っていただき、運動や趣味への取り組み、そして特定健診やがん検診など定期的な健康診断を受けられるようお願いいたします。また必要以上の介護サービスの利用は、体の筋肉を委縮させるなど、かえって自立の妨げになり、ご自身の体を弱くすることになります。年齢を重ねても、鍛えたり使い続けることで身体機能の維持向上は可能でございますので、どうか介護予防にも一人一人が努めていただきますよう強くお願いいたします。

以上でございます。

○議長（河野正春君） しばらく休憩します。

午後 3時23分 休憩

午後 3時26分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 今、議長から最初の道路の問題で市長が答弁しなかったというから、もう1回質問しろということですから、皆さんに文書で出している1項と2項なんです。文書で書いているからわかるでしょ。

一つは大型トラックが通るために今の道路じゃ狭いから住民の安全のために広げようということだけど、もう大型トラックはほとんど通らないでしょ。今までは何十台と通った。そういう新しい諸般の状況を考えたら、莫大な経費をかけて大型道路をつくることはないじゃないですかと、これ1つね。

2つ目はせっかくつくった道路を、入り口だけで、今は、1つの話だけしているけど、まだ2つも、3つもいろんな方法を市長や議員が力を合わせればできるんじゃないか、最後の最後まで入口をつくる努力をすべきじゃないんですか、市長君と言ってるんですよ。答えてないじゃないですか。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、道路の幅員の話だと思います。それについて話します。

今まで大石議員は大企業のために道路をつくるということをよく言っていました。それではなくて市民のためにつくるし、それと同時にあの道路は、今回の場合は宅地造成とあわせてしますんで、その幅員はあれで結構であります。それと、もう一つの場合に先ほども私は申しましたように、もう平成4年からかかっているんです。そしてまた大石議員がよく褒める倉田時代からやっていることなんです。（発言する者あり）はい。倉田市長の時から始めている問題なんです。そして一番よく知ってるのは大石議員。われわれ知らないんです、その状況というのを。ただ私は平成15年にもうお願いをしたけども、私は無理だと、そういう判断をした。申し訳ないけどもうこれ以上。それと同時にもう一つ言いますと、もう現状では玄々堂がああいうふうにできましたし、できない状態でもあるんです。それ言ったって、しようがないから言わなかったんですけども、現実の問題としてはもう、あそこは諦めて何とか方法をということで。だから現実には今の状況の中ではできない状況ではあるんです。それともう一つ、平成15年にもう余り迷惑かけてもいかんということでは何か方法をということ、なかなか解決ができなかった。そういう話であります。

これで、よろしゅうございますか。2つ話をしたはずですよ。幅員の話、それから。（発言する者あり）そういうことで私の（発言する者あり）答弁は終わります。

（○20番（大石忠昭君） 市民は納得しません。）

○議長（河野正春君） はい、この件についての質問を終了します。

（○20番（大石忠昭君） 再質問はよいんですよ。）

○議長（河野正春君） 再質問は結構です。

建設課長、筒井正之君。

○建設課長（筒井正之君） 市道改良についてのご質問のうち、市民が求める生活道路の改良工事について、お答えします。

生活道路の改良工事につきましては、これまでも重要路線について交付金や有利な起債を活用しながら、整備を進めたところでございますが、そのほかの路線につきましては、その対象とならないものが大部分を占めており、財政的な負担も大きいことから、限られた予算の中で最大限の効果が発揮できる

6月20日

よう対応してるところでございます。

ご質問の現在市道として管理している路線のうち、人家があり、消防車・救急車といった緊急車両の通行が困難で、改良が必要な路線につきましては、59路線、そのうち改良可能な路線は22路線でございます。これら路線の整備につきましては、地元自治会からのご要望や用地確保などの現地調査に基づき、優先度などを勘案しながら、順次狭小箇所の解消に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、道路拡幅などについて検討を進めていく過程においては、住宅が密集しており、改良不可能なケースや、地元地権者の協力が得られず事業実施にいたっていないケースもございます。

事業の円滑な実施に際しましては、何よりも地元の同意とご協力が不可欠でございますが、市といたしましても市民の皆様が安全で安心して暮らせることができるよう、その解消に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、城台団地の活用計画についてお答えします。城台団地の整備につきましては、議員各位を初め、多くの皆様から早期着工に対してご要望いただいております。

ご案内のように、昨年度、開発行為の許可申請に向けた業務委託のほか、市土地開発基金から一般会計への当該用地の買戻しを行ったところでございます。

現在、都市計画マスタープランの見直しを行っているところでございますが、今後、その変更手続とあわせて開発行為の許可申請を行うことといたしております。

ご質問の活用計画につきましては、分譲地のほか、集合住宅の整備を含め、引き続き協議、検討してまいりたいと考えておりますので、議員各位を初め、皆様方よりの一層のご協力をお願い申し上げます。

次に、国道213号からの取りつけ道路についてでございますが、都市計画マスタープランの見直しを行うなかで、ご質問の道路につきましても、既に現実的ではないとのことから費用対効果などを勘案し、変更するものとしたものでございます。

しかしながら、城台団地が整備されますと、今後、交通量の増大により、近隣の農業者の方々に影響を与えることも考えられますので、住宅団地の活用状況にあわせ、地域住民にご迷惑がかからないよう検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 総務課長、安藤隆治君。

○総務課長（安藤隆治君） それでは、私のほうから時報のサイレンについてお答えをいたします。

時報につきましては、先ほど議員が申されましたように平成21年の4月から、市内全域的に時報を流すシステムによりまして、午前7時、正午、午後5時の、(○20番(大石忠昭君) 改善するかしないかだけ言ってください。) はい、希望される地域だけでも朝6時にメロディをサイレンにできないかという質問でございますけれども、今まで市内全域にわたりまして一斉に効率的に放送を行ってまいりましたので、これまでどおり運用してまいりたいと思います。(発言する者あり)

○議長（河野正春君） 20番、大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) 時間がだいぶんロスになったので、その辺を配慮していただきたいと思っておりますが、肺炎球菌ワクチンのことで、今、説明があったんですけれども、相手が75歳以上のお年寄りですから、よりわかりやすくしていただくためには、今、市報やケーブルテレビで周知するということなんですが、この15日付で回覧板が回っていますけれども、ここに持っていますが、3,000円補助金出しますよと、あとは医療機関で払ってくださいという文書になっているんですよ。

同じ補助制度であっても、インフルエンザについてはね、お年寄り1,000円持って行って払えばそれでいいですよ、という案内になっているんですよ。よそもそういう方法になっているから、お年寄りについても医療機関とよく協議をして、なるべく高田の医療機関を使ってもらうようにすれば、高田の医療機関も喜ぶんじゃないかと思うので、市民は3,000円払えば、あとはもう市が払ってやりますよ、という方式に変えてもらったほうが、やっぱり事業効果が上がると思うので、市長、市長の権限なんですけど、そう変えてもらえませんか。当然のことじゃないですか。

それから、介護保険の減免制度についてずるずる述べましたけど、何件かもう申請が上がっていますかも、別府は二百何十件までいったそうです、今日で。高田は上がっていますか制度が徹底されてないんですよ。

だから、今後65歳以上のお年寄りにわかるように、どう徹底するかっていうことをしてもらいたい。そのことを投げて、だらだらやられましたけどね。

ケーブルテレビでお年寄りがわかるように放送してください、いいですか。

そして、申請された人はほとんどもう許可できるように、申請する前に、あんたが対象になるかならんかを判断してもらわないと調査も大変でしょうが、調査結果、だめだめってしたらね、もうますます市民は行政不信になりますよ。調査する前に、こういう人が対象なんだという人に申請出させると、いうぐらいやるように改善ができませんか、市長。

それから、道路についてですが、市長いいですか、聞いって、市長、あなたの答弁は今のうそですよ。市民に謝罪して訂正しなさい。市長、あの工事が、あの事業が平成4年か5年ですか、平成3年度事業です。設計は何年にしていますか。市民の前にわかるようにしてください。設計はどうなっていますか。あなたの時代でも、これは議論しています。課長が3人かわりました、あなたの時代で。それ、議論していますよ。

だから、私は道路建設に反対する、あるいは宅地建設に反対しているわけではありません。税金を市民が納めたんですから、それが市民が、なるほどこれなら市民のためになるように使ってもらいたいから議論してるんですよ。

まず、あの道路だって私たちはびっくりして、議会で暴露して、初めて議会で議論して議員の皆さんも知ったような道路だったんですよ。

でも、ここに私設計書を持っています。それによりますとね、今何か地権者と話をしたけどできんじゃったと言うけど、その地権者については、当初計画では用地買収する予定に入っていないです。大きな迷惑ですよ、地権者にとっては。

玄々堂のところにアパートがあります。その地権者の土地を買収する、建設省の土地を買収するようになっています。調べてみましたが、その設計書にある用地については、交渉すらしてないじゃないですか。それができないかという議論を今私しているんです。

それから、その今度は南側に倉庫があります。この地権者にも、私会いにいきましたら、いつでも協力すると言います。奥田建設課長がじきじき自宅にお願いに行っています。その時も協力を約束しています。そういう事実があります。

そこまで可能性があるのに、なぜあきらめて特定のところに道路をつくらななんのですか、ということを知っているんですよ。市民は納得しません。

市長も副市長も教育長も職員挙げて議員も挙げて話をすれば、できますよ。地権者3人の工作、3本どちらの方法、設計書どおりの道路、もう一つは眼鏡屋さん。もう一つは、その横の倉庫。3人のうちどの方が協力してもできる道路でしょ。これを最後まで努力すべきではないんですか。

それから、団地をつくると言うんならば、やっぱり、市民にとっては安くて便利ないところということになるでしょ。どこが1番よいのかも英知を集めてやらんと、道路をつくるために残った土地を団地というんでは、おかしいんじゃないんですか。犬田については、今、下水道は入ってないです。ぜひ、将来入れてもらいたいと思うけどね。

団地というんならば、今の城台団地があるじゃないですか。これをいつから売り出すんですか。市民の前でもう一回明らかにしてくださいよ。こっちのほうが急ぐんじゃないんですか。わざわざ、2億円もかけて土地を買って、やらんといかんんですか。それだけですまない、後、税金を……安く売するようなことになるんじゃないんですか。

それから、トラックが通らなくなったから、もう大型道路はいらないんじゃないかという提起をしました。いらないんじゃないんですか。今でも十分じゃないですか。住宅団地としては、いると言うんならね、当初の予定どおり、設計書どおり、今は牛切の池で止まっています。あれから向こう、買収しています、一部。一部買収できてないのがね、単価が折り合わなかった。ここのほうが、まだ難しいんじゃないですか、買収が。

そして、水崎の仏信堂のところまで出る予定なんですよ。こっちはどうなるんですか。そうしないと、投資しても本当に投資しただけで効果がないんじゃないんですか。道路というんならね、起点があり終点があるはずですよ。そういうちぐはぐなことに、莫大な税金を使わなくてはならないのか、見直しを求めます。

それから、通学路の問題で、教育長からありましたけれども、高田でいうなら危険箇所という形であなたが認識しているのは、どことどことどこ、いつまでに解消する考え方なのか。私のところに入っているのは、今の上町の光円寺のところに安全施設がありながら、倒壊したままもう長年放置、これは建設課に申し出ているけれども、いまだにまだ設置できないが、このことは、教育委員会は把握しているのか、いつまでに設置するのか。

6月20日

ゆうべ、中町の自治会長から電話がありました。あそこは、スクールゾーンで高田中学生や高校生や桂陽小学校の生徒が相当量通りますわね。あのスクールゾーンの白線がもう消えています。見に行きました、けさ。

それから、高田中学校からおりたところは、一旦停止になっているんですけども、一旦停止という路面に書いた字が消えています。地域の皆さんは、中学生の自転車でおりてくる時に、あそこで一たん停車しなくては危ないというのが、あそこの話題になってます。

だから、そういう生徒に対する教育も徹底的にいますけども、同時にそういう施設が不備なんです。直ちにやるべきじゃないんですか。昨日、職員が見えたんですけど、予算がないからできないという回答をしたそうですね。年度初めでそんな予算がないんですか。

やっぱり、こういう全国の悲惨な事故を教訓に高田でも危険箇所については、直ちにやるような、そういう命を大事にする、市民を大事にするような市政に変えてもらいたいと思いますが、見解を求めます。

以上です。

**○議長（河野正春君）** ウェルネス推進室長、伊南富士子君。

**○子育て・健康推進課ウェルネス推進室長（伊南富士子君）** 肺炎球菌の自己負担の支払いの関係で、お答えしてもよろしいでしょうか。

インフルエンザは自己負担が1,000円で、このチラシにもありますように、肺炎球菌のほうは市の助成額が3,000円でございます。

そして、議員がおっしゃいましたように、75歳以上の方ですので、ご本人の負担がないようにと考えておまして、ただいま、市内で医療機関の理事会にまいるまして、7,500円から8,000円ぐらい接種費用がかかるそうでございます。

というのは、肺炎球菌のワクチンは、ワクチン自体が4,700円と高額でございまして、インフルエンザの場合、ワクチンが1,000円なんです。それで、4,700円と接種費用を合わせますと、大体7,500円から8,000円と多少誤差がありますので、近隣の市と比べますと6,000円から8,000円という接種費用があるそうでございますが、市内においては、なるべく個人の自己負担に差がでないようにということで、今、調整をして

いただいております。また、肺炎球菌接種の場合は、ご本人が体調が悪い方が多いということもありますので、くれぐれも医療機関のほうで健康チェックをしていただいて、その上で受けていただくというようにするというので、今、調整をしておるところでございますので、よろしく願いいたします。

**○議長（河野正春君）** 市長、永松博文君。

**○市長（永松博文君）** それでは、城台団地とそれからまた犬田の話させていただきます。

城台団地そのものは、倉田市長時代には用地が買えなくて、私になってから買えたものです。なかなかそのままで買えなくて、そのまま放置されてた時に、私どもが買ったことは、それは大石議員が一番よくご存知だと思います。（発言する者あり）あの買えなくてですね、皆さん、これは大石議員と土谷議員が知ってるはずですよ。

買えなくて、そして最終的にもう前副市長に行ってもらって、もうこれで買えなければ、今買うような約束をしているところに補償を出すかと、そういうところで前都甲副市長と当時の佐藤課長に行ってもらって、そしてやっと納得していただいて、そして買うようになったのが事実です。

それから、城台団地、今マスタープランを申請しているわけです。これが終わりますと、開発行為と、マスタープランがちょっと遅れたということで、だから8月1日ごろには開発行為の申請ができるようになる。で、その申請が許可がおりたら、それから工事にかかるという、もうこれは、時間を追うことだけでありまして、それはもう、何も我々が遅らせているわけでもない、できれば早くしたいと思っただけなんですけど、なかなかこのマスタープランをしなければもういっぺんやり直すということになるからであります。

それから、犬田の話ですけども、確かによく調べてみましたら、平成3年に設計をつくっているということを今聞きました。もし、そうすれば平成3年、我々は4年にかかったと思っておりますけれども、設計を平成3年にしたようにありますから、そういうことだと思います。

それから、私が聞いた範囲では、アパートのほうに、それはどうも213号線に直角に当てるためには、少し曲げて、あそこ曲がっていると思います。曲げてすれば直角に上がると。で用地交渉行っていた途中に突然、用地交渉、途中というのは本人のとこに行っていたという用地交渉をしている途中に真っ

すぐにするという指示が来たそうであります。

そこら辺のものは、我々にわかりませんし、大石議員さんもわからんでしょうけれども、それで今の左に曲がっていたのが真つすぐになってそのまま止まって、それっきりになったという。

だから、それからずっとなったわけで、そして確か奥田さんも建設課長だったんですけども、今課長に聞いてみますと、ほかの用事で行って話をしたということはあるそうであります。(発言する者あり) そういうことでありまして、私どもとしては尽くしていったということになっているわけであります。

以上であります。

○議長(河野正春君) 保険年金課、佐藤 清君。

○保険年金課長(佐藤 清君) 大石議員の再質問にお答えします。

今後の周知の方法につきましては、ケーブルテレビ等も活用してまいりたいと思います。

次に、対象となる方につきましては、申請をしていただかなければ、預貯金等の調査が困難でございますので、よろしく願います。

○議長(河野正春君) 教育長、河野 潔君。(発言する者あり)

○教育長(河野 潔君) 大石議員の危険箇所についての質問にお答えいたします。

4ヶ所、私も実際に現地に行きましたけれども、臼野小学校のスクールゾーンの表示、それから三浦小学校のトンネル内表示、香々地小学校の長崎鼻入り口の横断道路、それから桂陽小学校の歩道のない場所等々4ヶ所、そして教育委員会でそれ以外に危険箇所と思われる箇所等々につきましても行ったところあります。

明後日22日に北部振興局のほうで、危険箇所について会議がありまして、そこで関係機関すべて集まって、そして緊急に結論を出すということになっておりますから、そういう中で緊急に実現できるものと、私どもも危険箇所につきましては、そういう中で話をしていきたいと、そういうふうにいるところあります。

上町の今言われた部分につきましては、現在一番いい方法で協議中でございますので、何とぞよろしくお願いいたします。以上でございます。(○20番(大石忠昭君) 中町、中町は。) 中町。(○20番(大石忠昭君) 中町のどうするって。中町の問題どうするって答えがない。) 中町の一旦停止につきましても、この協議会の中で協議をすることになって

おるわけあります。

以上です。

○議長(河野正春君) これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。明日から6月27日まで休会し、各委員会において、付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、6月28日午前10時に再開し、各委員長の報告を求め、委員長報告等に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、討論の通告は6月26日午後5時までに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時52分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 河野 正 春

豊後高田市議会議員 川原 直 記

〃 山本 博文